

# 行政刷新会議「事業仕分け」評決結果

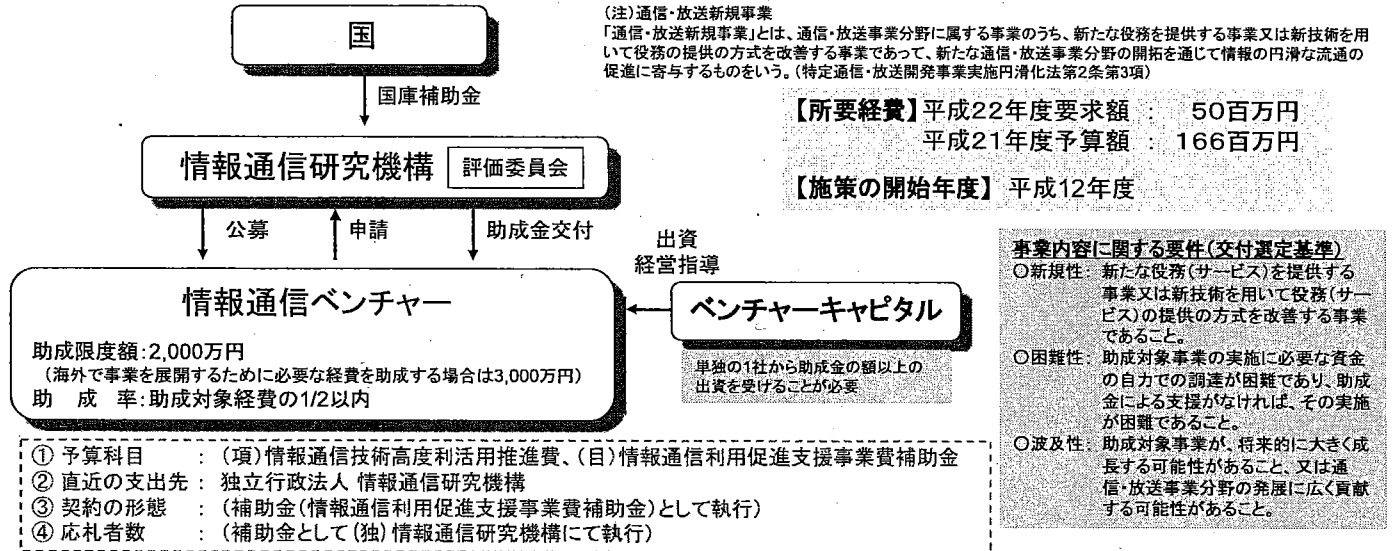
資料①

番号	項目名	22年度要求額 (百万円)	WG結果
1	テレコム関係事業費等		
(1)	情報通信分野のベンチャー企業支援	50	廃止
(2)	高度 ICT人材育成支援事業	73	廃止
(3)	安全・安心i-City推進事業	8,199	来年度の予算 計上は見送り
(4)	ICT利活用型教育の確立支援事業	1,001	来年度の予算 計上は見送り
2	地方交付税交付金	15,777,309 +事項要求	(抜本的)見直しを行う
3	電波利用共益費用①		
(1)	携帯電話等エリア整備事業	7,695	予算要求の縮減
(2)	電波遮へい対策事業	3,000	予算要求の縮減
(3)	電波監視施設の整備・維持運用及び電波監視業務等の実施	5,841	予算要求の縮減
4	電波利用共益費用②		
(1)	地上デジタル放送への円滑な移行のための 環境整備・支援	30,751	予算要求の縮減 (半額の縮減)
(2)	電波資源拡大のための研究開発等	11,094	予算要求の縮減 (10～30%の縮減)
5	情報通信関係研究開発・実証実験・調査研究	18,730	予算要求の縮減 (1/3程度を縮減)
6	(独)情報通信研究機構運営費交付金	32,500	予算要求の縮減 (10～30%の縮減)
7	政策評価、行政評価・監視	157	抜本的な機能強化
8	地域イントラネット基盤施設整備事業	1,006	廃止
9	消防関係補助金		
(1)	消防防災施設整備費補助金	3,066	自治体／民間の判断 (WGの議論を踏まえ、補 助金のあり方を見直す)
(2)	緊急消防援助隊設備整備費補助金	5,001	予算要求の縮減 (10%程度を縮減)
10	選挙関連経費		
(1)	参議院議員通常選挙関係経費(開票作業等)	54,464	予算要求の縮減 (10～20%程度の縮減)
(2)	参議院議員通常選挙関係経費(啓発推進経費)	918	予算要求の縮減 (大幅に)
(3)	明るい選挙推進委託費	330	廃止
11	国勢調査の実施	68,243	予算要求の縮減 (5～10%程度を縮減)

# ベンチャー企業支援事業の概要

## 通信・放送新規事業助成金（情報通信ベンチャー助成金）

- (1) 創業後間もない情報通信分野のベンチャー企業を対象に、民間ベンチャーキャピタルからの投資等を要件として、通信・放送新規事業の実施に必要な経費（コンサルティング経費、試作開発費等）の一部について、情報通信研究機構が助成金を交付し、ICTベンチャー企業による新規事業創出を支援するもの。
- (2) 平成20年度からは、国内の事業化に成功したベンチャー企業が海外で事業を展開し、国際競争力を得るために必要な経費（海外展開費・試作開発費等）の一部を情報通信研究機構が助成する項目を助成金交付要綱に追加。



## 本制度導入の背景及び本制度に係る状況

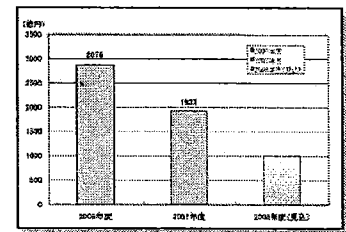
- 物的担保の乏しい通信・放送事業分野の新規事業者が融資を受けることは容易でない
- 投資による資金調達についても、我が国では、米国に比較して民間の投資額が少ない上、通信・放送分野の事業者への投資も米国と比べて少ない

通信・放送事業分野の新規事業の創出・発展し易い環境を整備するためには、国による助成金交付等の資金調達面での支援が不可欠。

平成12年、通信・放送新規事業助成金(情報通信ベンチャー助成金)制度を創設

「投資回収の見込みが立ちにくいことからベンチャーキャピタルの新規投資額、投資社数ともに約50%減少。経済活性化を担う成長企業への資金供給が細っている。」

「株価の低迷はベンチャー企業の資金調達量がトータルとして大幅に減少しただけでなく、ベンチャーキャピタルなどの資金供給者が過去の投資回収が出来ず新規のリスクマネー供給に及び腰になる事態も招いている。」



ベンチャーキャピタル年間投融資額推移

出典: 「2008年ベンチャービジネスの回顧と展望」、財団法人 ベンチャーエンタープライズセンター、ベンチャービジネス動向調査研究会(平成21年1月)

将来の経済発展や雇用創出の鍵を握ると期待されるベンチャー企業への支援の必要性は益々増している。

# 高度ICT人材育成・育成支援制度の概要

近年、急速に高度化が進む情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材を育成することにより、我が国の成長力・競争力の強化を図る。

## 1 施策の概要

情報通信人材研修事業を実施する者及び育成を支援する者を対象に、当該事業に必要な経費の一部を助成。

(1) 助成対象者：第三セクター、一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動(NPO)法人、民間企業※1、社会福祉法人※2

(2) 助成対象事業

※1 (2)②の高度ICT育成支援事業を実施する場合のみ  
 ※2 障害者対象の高度ICT人材育成事業を実施する場合のみ

① 高度なICTシステムの設計・運用等の知識・技術向上に資する人材育成事業

② 高度ICT人材育成に必要な教材・カリキュラム開発・改良に関する事業(育成支援事業)

(3) 助成経費：講師謝金、労務費、教材費(教材・カリキュラム作成費を含む)、諸経費(回線使用料、機器リース料等)

(4) 助成率等：助成率 1/2 (障害者を対象とする研修の場合は2/3)

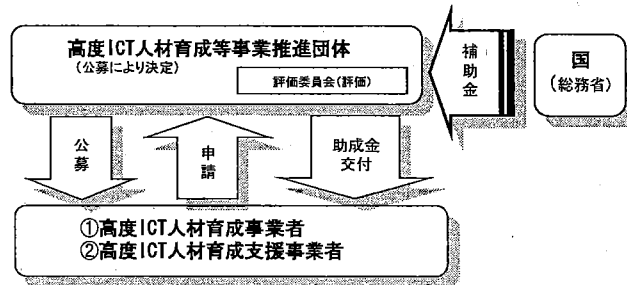
(5) その他

(2)②の事業の場合は、以下の条件を満たすものであること

① 開発・改良した教材等を提供する場合は無償とすること

② 教材等を活用する先の機関名、利用計画(利用実績)を示すこと

## 2 イメージ図



## 3 所要経費

一般会計	平成22年度要求額	平成21年度予算額
	73百万円	110百万円

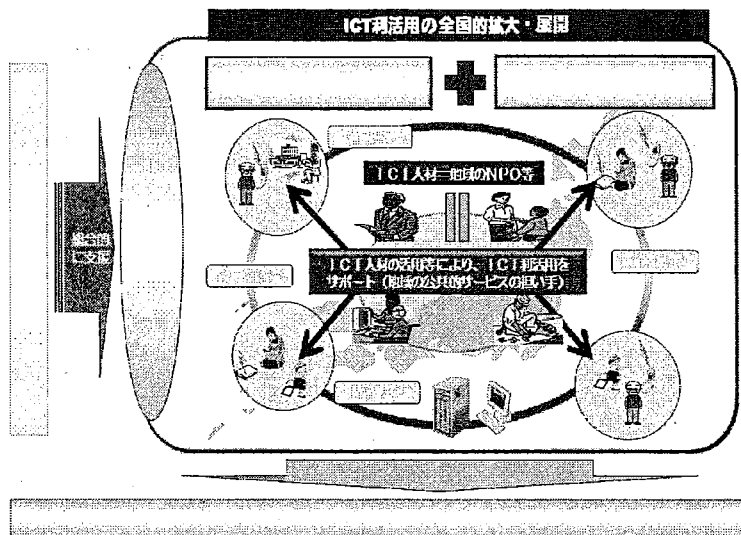
# 安全・安心i-City推進事業(地域情報化推進交付金)について

地域において喫緊課題となっている安全・安心分野(医療、介護、福祉、防災、防犯)を中心とした諸課題を、ICTを活用して、効果的かつ速効的に解決し、住民の暮らしの安全・安心、地域経済社会の活性化の早期実現を目指す

- 趣 旨 : 安全・安心分野を中心とした、地域の創意工夫に基づくICTの導入を総合的に支援
- 交付対象 : 地方公共団体(第3セクター、地方公共団体の承認を受けたNPO等も含む)

今後、地域の公共サービスの新たな担い手、ICT活用プロジェクトの核・牽引役として、地域住民と密接に関わっているNPO等市民団体の活用をはじめ、地域に根差したICT人材の育成が重要

- 交付対象経費【①:定率補助(補助率:単独事業1/3、連携主体1/2、ミセク1/4)、②~④:定額補助(3億円、1億円)】
  - ① ICT基盤(光ファイバ及びCATV等)
  - ② ICT機器・設備(サーバ、ネットワーク機器、端末等)
  - ③ ICT関連システム設計・構築(プログラム開発、ソフトウェア等)
  - ④ ICT人材招聘・育成(人材研修、専門家招聘等)
- 平成22年度予算要求額(新規): 82億円



## ICT活用事例

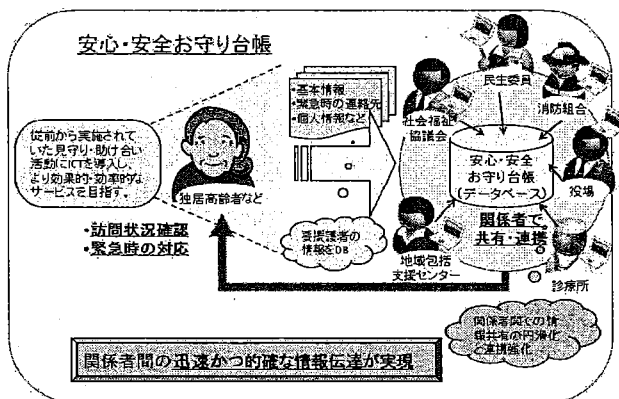
- 遠隔医療**
  - ・自宅、最寄りの診療所で専門的な医療サービスを受けることが可能に
  - ・医療サービス水準の維持・向上、医療費削減の効果が期待
- 児童・高齢者見守り**
  - ・ICタグ(電子タグ)等を活用し、登下校の児童、独居老人などの位置情報の把握、緊急情報の提供などが可能に
- 防災情報提供**
  - ・地域住民向けに、災害・避難情報などをリアルタイムで、迅速に収集・一斉配信することが可能に
- 介護支援**
  - ・地域関係者が連携し、テレビ電話等を活用して、より多くの要介護者を効果的にケアすることが可能に
- テレワーク**
  - ・通勤が困難なチャレンジド、育児期の親など、在宅勤務により、就労や仕事と子育ての両立が可能に

## 地域ICT利活用モデル構築事業の例

### 高齢者見守り(高知県津野町)(H19年度~H21年度)

#### <事業概要>

- 地域の関係機関や近隣ボランティア等が連携して、町内の高齢者等要援護者に関するデータベースを構築・活用。
- 各々の見守り活動に基づく、要援護者の情報等を随時、共有・更新し、地域ぐるみで効果的な見守り・助け合いを実施する。



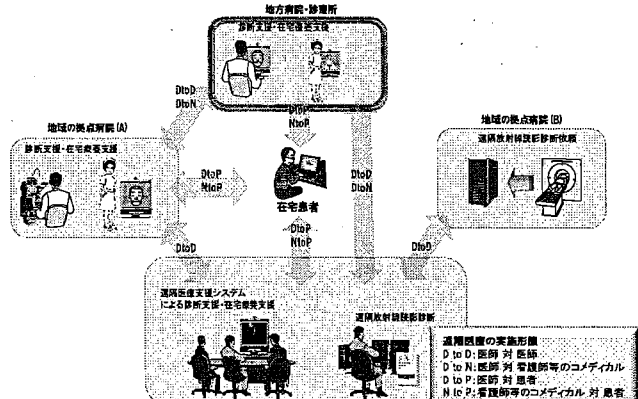
#### 実現効果

- 高齢者など760人(津野町の高齢者の約3割以上)が本サービスに登録
- 住民アンケート結果では約9割が「期待できる」、また、システム登録者(高齢者等)の8割が「大変有意義である」と回答
- 平成20年度のボランティア(福祉委員、相談員等)への参加者が、平成19年度比で9%の増加
- 関係者間の密な体制構築が促進され、例えば、急病人の搬送時において、搬送先の病院や町外の家族に迅速な情報伝達が行えるようになった

### 遠隔医療(北海道)(平成20年度)

#### <事業概要>

- 旭川医科大学病院・遠隔医療センターが実施している拠点病院間との遠隔医療を地方病院や診療所にまで拡大。
- 画像伝送を主体とした遠隔医療、専門医と看護師等コメディカルとの間の遠隔医療支援、患者に対する切れ目のない医療を提供するための在宅療養支援を実施。



#### 実現効果

- 通院に係る移動・宿泊費用等の削減効果: 11.9億円/年
- 遠隔医療を活用した在院日数の短縮による医療費削減効果: 0.27億円/年
- 遠隔医療を活用した在院日数の短縮による(患者の早期社会復帰を通じた)所得機会の増大効果: 0.13億円/年
- 地元病院に患者が留まることによる外来増収効果: 1.3億円/年
- ⇒ 合計 13.6億円/年の経済効果と試算
- (同様に、放射線画像診断における経済効果: 合計18.7億円/年と試算)

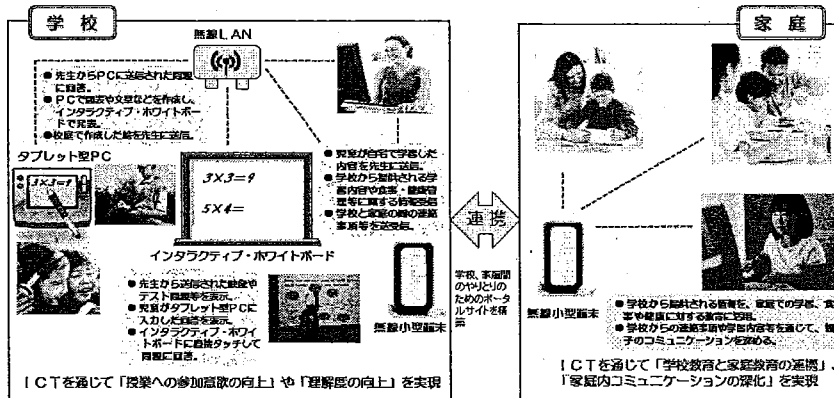
# ICT利活用型教育の確立支援事業の概要

教育分野におけるICT利活用を推進するため、全国5地域(10小学校)程度で、ICTを利活用した教育プロジェクトを実施し、文部科学省と連携して、その成果を基に全国に普及させるためのガイドラインを確立する。(ICTを使った「ヒューマンニューディール」)

## 1 施策の概要

- (1)教育分野におけるICTの利活用を積極的に進めることにより、教育分野での新たなICTサービス産業の育成を図る。また、落ちこぼれない授業の実現、学校教育と家庭教育の連携等の実現が期待されること。
- (2)このため、地方公共団体に委託(様々な地域特性に応じたICT利活用教育システムの確立を図る観点より、5地域10校を想定)し、全国のモデルとなる教育分野の新規ICTサービスの創出に向けた実証を行い、導入ガイドライン等の成果によりその普及を促進する。

## 2 イメージ図



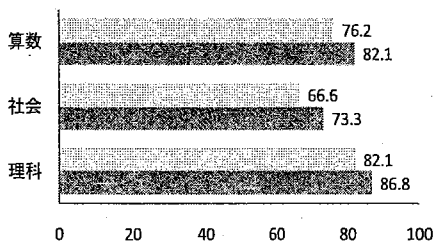
## 3 所要経費(一般会計)

平成22年度要求額	平成21年度予算額
1,001百万円	0百万円

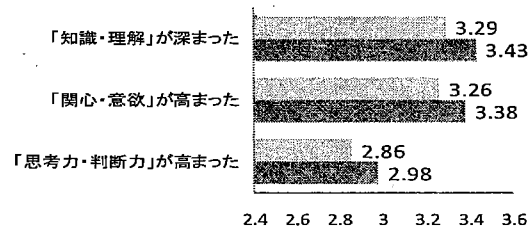
## 教育の情報化の効果

- 学校教育におけるICT利活用を促進することにより、教育現場における情報インフラ整備を促進。
  - － 小中学校におけるPCの整備率は7.2人に1台、校内LANの整備率は64% (平成21年3月現在)。
  - － PCの整備率・校内LANの整備率は、平成19年以降、伸びは鈍化。特にPC整備率は、平成20年から平成21年にかけて後退傾向。
- 学校教育におけるICT利活用の促進することにより、「情報化に対応した教育の充実」、「児童の学習意欲・授業参加意欲の向上」、「児童のICT利活用能力の向上」に資する。
  - － ICTの利活用は、児童生徒の関心・意欲や知識・理解を向上。

<小学校における客観テストの分析>



<小学校における意識調査の分析>

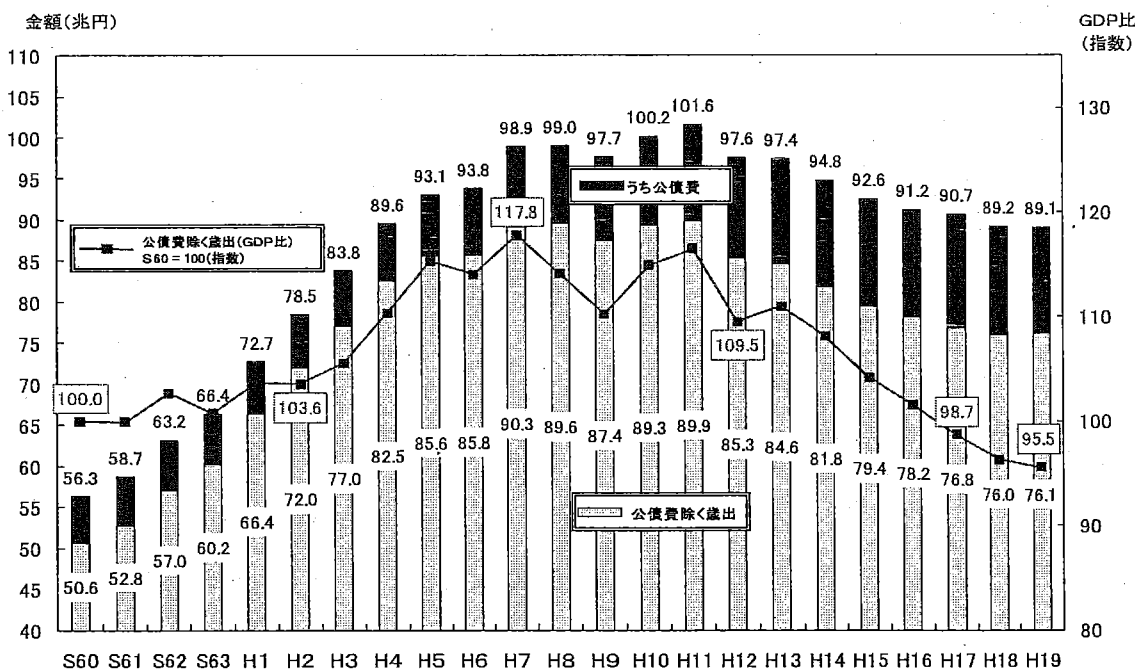


■: ICTを活用していない場合 ■: ICTを活用した場合 【文部科学省「教育の情報化に資する研究」(平成18年度)より】

- ICTの利活用を通じて、「学校と家庭の有機的な連携」、「親子間の理解の促進・コミュニケーションの深化」に資する。
  - － 親と教師の情報の共有化、学校教育と家庭教育の連携強化。

## 地方歳出の推移(決算ベース)

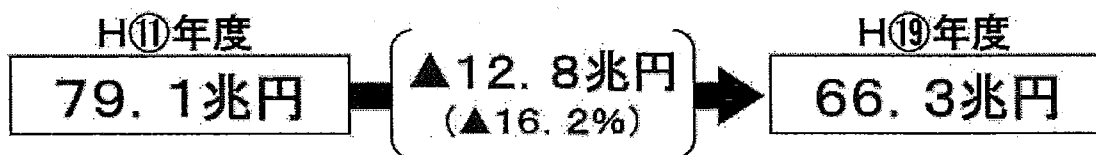
地方公共団体の決算ベースの歳出は減り続けており、特に、公債費を除く歳出は、国の社会保障制度に基づくものが大幅に増加しているにもかかわらず、大幅に減少している。



## 地方一般歳出(決算ベース)の削減状況

(注)「地方一般歳出」は、上記グラフの「公債費を除く歳出」から預立金、貸付金等を除いたものである。

特に、財政力の低い団体における歳出の削減が、著しい。



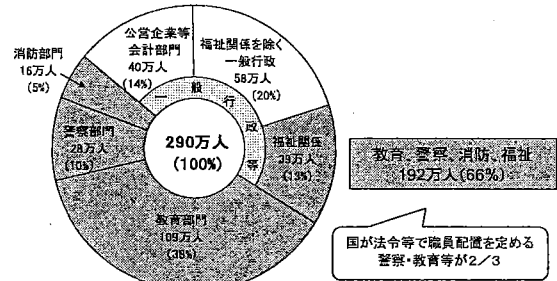
		(単位:億円)		
		H <sup>11</sup> 年度	H <sup>19</sup> 年度	削減率(%)
都道府県	全都道府県(合計)	430,880	353,521	▲18.0
	財政力指数0.45以上の団体(※1)	11,385	9,963	▲12.5
	財政力指数0.3以上0.45未満の団体(※2)	7,336	5,362	▲26.9
	財政力指数0.3未満の団体(※3)	5,488	3,876	▲29.4
市町村	全市町村(合計)	419,733	371,185	▲11.6
	10万人規模の市(※4)	270	258	▲4.3
	5万人規模の市(※5)	157	135	▲13.8
	5,000人規模の町村(※6)	40	28	▲32.0

※1 24団体(東京、愛知、神奈川、大阪、千葉、埼玉、静岡、茨城、栃木、福岡、京都、広島、兵庫、群馬、三重、滋賀、岡山、宮城、岐阜、香川、長野、石川、富山、山口)の平均  
 ※2 17団体(福島、新潟、奈良、山梨、福井、愛媛、北海道、熊本、大分、佐賀、山形、徳島、和歌山、青森、鹿児島、岩手、宮崎)の平均  
 ※3 6団体(沖縄、秋田、長崎、鳥取、高知、島根)の平均  
 ※4 人口9~11万人の市(29団体)の平均  
 ※5 人口4~6万人の市(89団体)の平均  
 ※6 人口4~6千人の町村(105団体)の平均

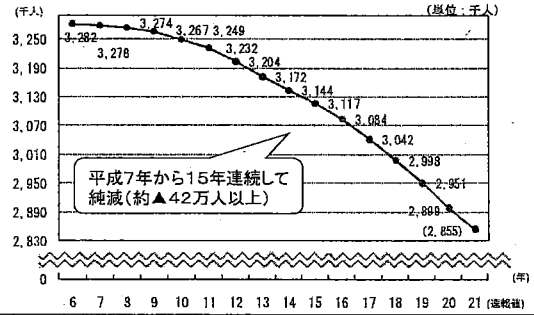
# 地方公共団体における定員管理の取組状況について

国は、地方に、国と同じ▲5.7%の定員純減を要請しているが、地方公共団体は、H17～H22でこれを上回る▲6.4%の定員純減を着実に実施中であり、H21年までの4年間で▲6.2%の純減を達成した。

全地方公共団体の部門別職員数(H20.4.1現在)



地方公務員数の推移



集中改革プランにおける純減目標(H21.8.1時点取りまとめ) 及び純減目標の進捗状況(H17～H21)

区分	H17～22年純減数	H17～22年純減率	H17～21年純減率実績(H21速報値)
都道府県	▲72,000	▲4.5	▲4.2
一般行政部門等	▲34,000	▲12.1	▲11.4
政令指定都市	▲25,000	▲9.4	▲8.7
市区町村	▲91,000	▲8.6	▲8.3
合計	▲188,000	▲6.4	▲6.2

H17.4.1～H21.4.1の4年間で、▲6.2%の純減を達成



H17.4.1～H22.4.1の5年間の純減目標  
 集中改革プランにおける地方公共団体の目標 ▲6.4%  
 国の閣議決定で要請している5年間の純減目標 ▲5.7%

※ 目標については、公共団体の集約(H21.8.1時点取りまとめ) 一般行政部門等の目標は、一般行政部門及び公営企業等会計部門の職員目標が個別に把握できる団体の合計

# 市町村合併の効果

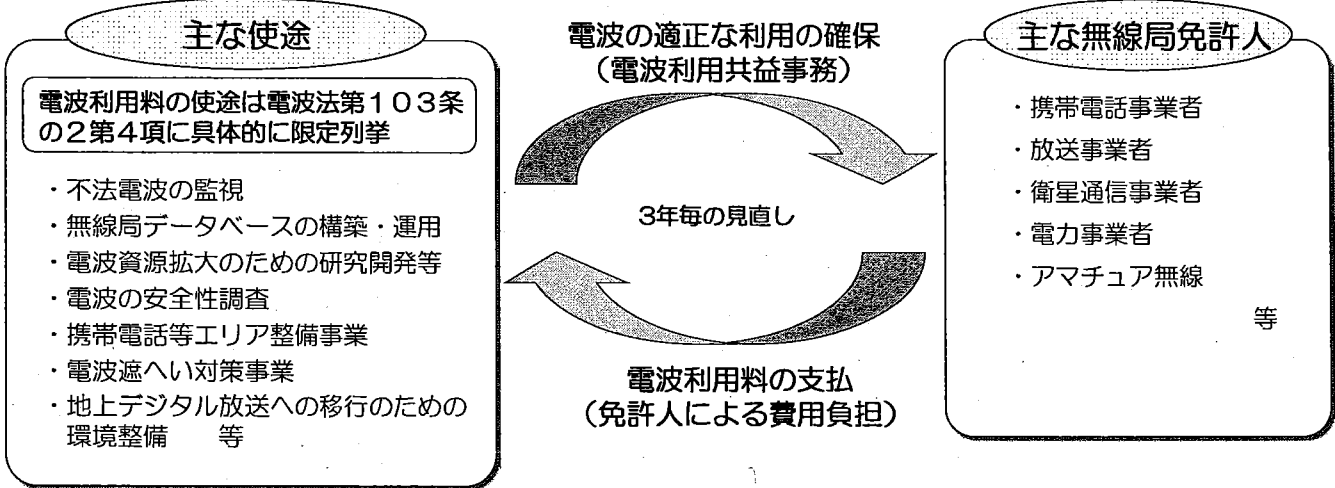
平成の大合併において、市町村数は、約半分(46%減)となっているが、これに伴って、市町村の特別職は、激減している。また、今後、一般職についても、合併による効率化により大幅な削減が見込まれる。

区分	平成11年	減少率		平成22年
		平成20年	平成11年～平成20年	
市町村数	3,229	1,788	▲44.6	1,751
首長	3,229	1,788	▲44.6	1,751
副市町村長(助役)	3,528	2,084	▲40.9	—
収入役	3,138	183	▲94.2	—
三役計	9,895	4,055	▲59.0	—
議会議員	58,626	34,259	▲41.6	—
選挙管理委員	12,917	7,155	▲44.6	—
教育委員	15,849	8,788	▲44.6	—
監査委員	6,757	3,914	▲42.1	—
農業委員	60,400	37,124	▲38.5	—
固定資産評価審査委員	10,432	6,160	▲41.0	—

※1 各数値は4月1日現在の数値であり、特別区分は含まれない。また、平成22年の市町村数は3月31日現在である。  
 2 特別職は地方公務員給与実態調査に基づく定数である。  
 3 議会議員は各年12月31日現在の状況であり、欠員を除く実数である(総務省選挙部調査より)。

# 電波利用料制度の概要

- 電波利用料は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に公平に分担していただく、いわゆる電波利用の共益費用として負担を求めるもの。
- 電波利用料制度は3年ごとに見直しており、その間に必要な電波利用共益事務にかかる費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして、見直しごとに電波利用共益事務の内容及び料額を検討し決定。
- 平成22年度の電波利用料の予算規模は約711.9億円を想定  
 主な用途は、地上デジタル放送への移行のための環境整備（約307.5億円）、電波資源拡大のための研究開発等（約110.9億円）、携帯電話等エリア整備事業・電波遮へい対策事業（約107.0億円）等



## 「携帯電話エリア整備事業」及び「電波遮へい対策（トンネル）」

携帯電話等エリア整備事業(平成22年度予算要求額 77.0億円[平成21年度予算額 89.0億円])

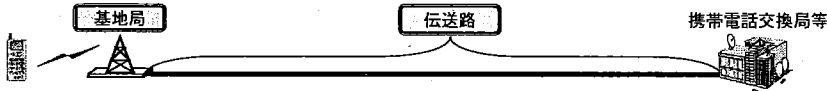
	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末(見込み)	平成22年度末(見込み)
エリア外人口	41.6万人	29.7万人	15.4万人	10.2万人	9.3万人

### 基地局整備

- 事業主体：市町村
- 対象地域：過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯
- 補助対象：基地局施設(鉄塔、局舎、無線設備等)
- 負担割合：(100世帯未満) 国 2/3、都道府県2/15、市町村1/5

### 伝送路整備

- 事業主体：無線通信事業者
- 対象地域：過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯
- 補助対象：伝送路(10年分の使用料)
- 負担割合：(100世帯未満) 国 2/3、無線通信事業者 1/3



電波遮へい対策事業(平成22年度予算要求額:30.0億円[平成21年度:29.6億円])

- 事業主体：一般社団法人等
- 対象地域：高速道路等トンネル
- 補助対象：電波中継施設
- 負担割合：国 1/2、一般社団法人等 1/2

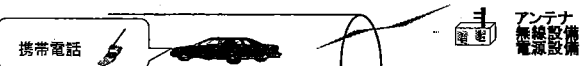
### 高速道路等トンネル

- 高速道路・直轄国道における全長500メートル以上のトンネルを重点的に対策
- 2010年度までに現存する高速道路トンネルを100%整備するよう取組を推進

### 新幹線等トンネル

- 長距離・大量輸送・基幹路線である新幹線トンネルを重点的に対策
- 2008年度までに、東海道新幹線・東北新幹線(東京～仙台)の対策を実施
- 2010年度までに山陽新幹線(新大阪～岡山)等を整備予定

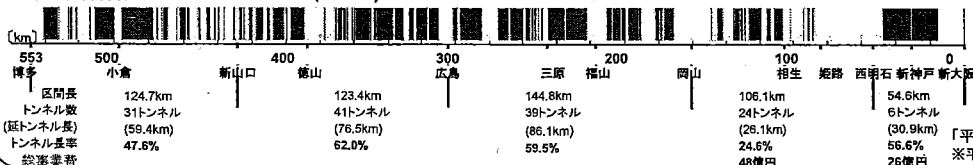
【吹き込み方式】



【光基地局方式】



【例】山陽新幹線・・・553km 141トンネル(279km) 50.6%



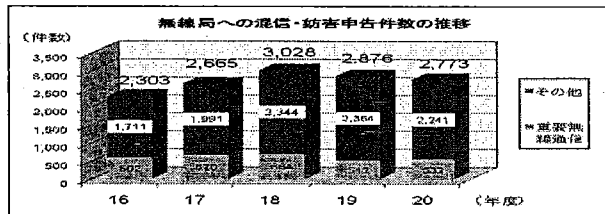
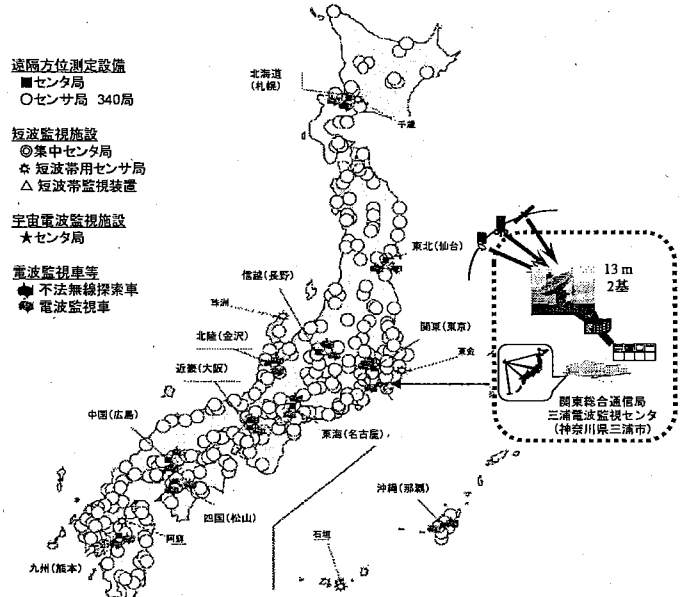
【参考】新幹線路線ごとの旅客数

路線名	平均通過人数(人/キロ)
東北新幹線	59,742
上越新幹線	42,445
北陸新幹線	19,130
東海道新幹線	212,639
山陽新幹線	61,590
九州新幹線	8,479

「平成20年度鉄道統計年報」(国土交通省)より抽出  
 ※平均通過人数⇒「旅客営業キロ1km当たりの1日平均旅客輸送人員」



# 電波監視施設の整備・運用及び電波監視業務等の実施



※重要無線通信：人命又は財産の保護、治安の維持、電気通信、放送、気象、電気鉄道のための無線通信

## 重要無線通信妨害の事例

**航空保安用航空局に障害が発生**

平成21年7月15日関西空港06T-DME(※1)に障害が発生している旨の申告。空港管理区域内で移動監視を行った結果、ガソリン給油所建屋のテレビ受信設備(BS共聴増幅器)が混信源であると特定し、停波。ガソリン給油所に対し、テレビ受信設備を修理するまで使用を控えるよう指導。

※1 T-DMEとは、Terminal Distance Measuring Equipmentの略称であり、着陸する航空機に渾天周波数による着陸予定点からの距離を示すために設置される無線局である。

**海上保安用海岸局**

平成21年7月22日、国際VHF(ch16)(※2)にマスキング(※3)が発生したため、第六管区海上保安部から申告。DEURAS鳴門等で方位測定を開始。その結果、混信源は鳴門海峡付近を航行中の外国籍船舶と推定。第五、六管区海上保安部へ情報提供し、妨害波が停波。

※2 国際VHFとは、航行の安全、入港、出港の連絡、運送通信に使用する無線である。  
※3 マスキングとは、ある電波が検出され続けることによりその他の電波による無線通信が不可能になることである。

**消防用基地局に障害が発生**

平成21年9月4日、消防用基地局に子供の音声等が混入する旨の申告。固定監視を行ったところ、入感なし。申告者から、障害の発生は主に本部と西部分署に混入があるとの連絡があり、現地で移動監視を行ったところ、混信源と思われる車両を捕捉。車両の所持者に事情を説明し、車両を調査したところ、車両に搭載してあったアマチュア無線機が妨害源であることを特定し、停波。

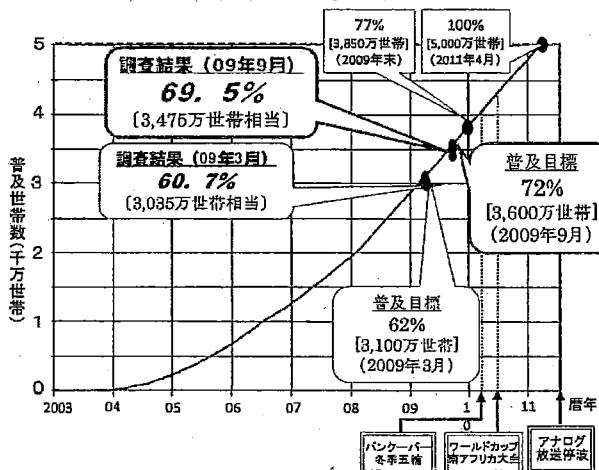
**航空保安用周波数の誤発射**

平成21年10月8日、国土交通省東京航空交通管制部からELT(※4)の緊急波を受信した旨の申告。移動監視を行った結果、成田空港に隣接する航空科学博物館敷地内に展示されている航空機から発射されていたことを特定し、停波。台風の影響により機体のセンサーが稼働し電波が発射されたものと推定。

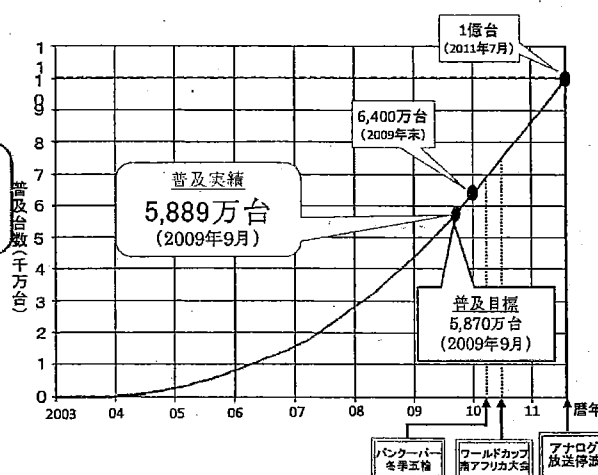
※4 ELTとは、Emergency Locator Transmitterの略称であり、遭難緊急時などに電波を発射し、位置を通報するための無線設備である。

# 地上デジタル放送の普及目標と現況

世帯数の目標と実績



台数の目標と実績



**アナログ停波時期の認知度**

(2007.3月) 60.4%

(2008.3月) 64.7%

(2009.3月) 89.6%

(2009.9月) 89.6%

**直接受信が可能なエリア**

(2003.12月) 全世帯の約25%

(2006.12月) 全世帯の約84%

(2008.12月) 全世帯の約96%

(2009.3月) 全世帯の約97%

**特別な受信機器の出荷台数累計**

ワンセグ対応携帯電話の出荷台数  
(2009.8月) 6,613万台

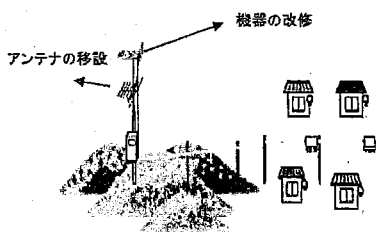
車載用地上デジタル放送受信機  
の出荷台数 (2009.9月) 342万台

(出典)・普及世帯率及びアナログ停波時期の認知度については、総務省「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」(2009年9月)より  
・普及台数については、2009年9月末、JEITA、日本ケーブルラボ調べ

## 視聴形態別デジタル化対応イメージ

(1) 辺地共聴施設

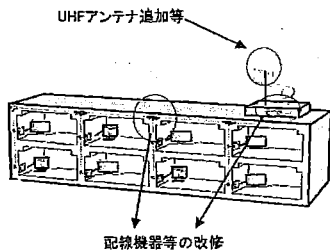
約2万施設(約140万世帯)



放送電波が山や丘陵によって遮られる地域に対し、難視聴解消対策として設置された施設

(2) 集合住宅共聴

約200万施設(約1900万世帯)

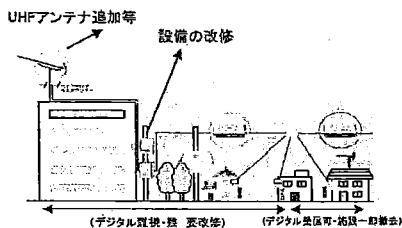


・住民管理組合の改修合意形成

集合住宅で、放送電波を受信する共同アンテナを屋上に建て、各戸に放送電波を分配するために設置された施設

(3) 受信障害対策共聴施設(ビル陰等)

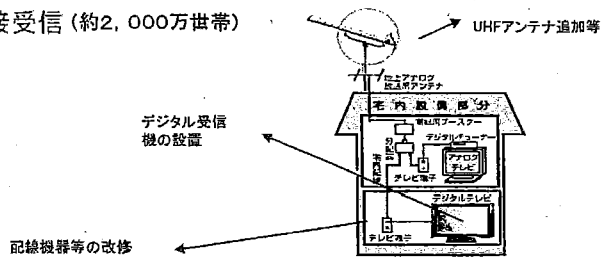
約5万施設(約606万世帯)



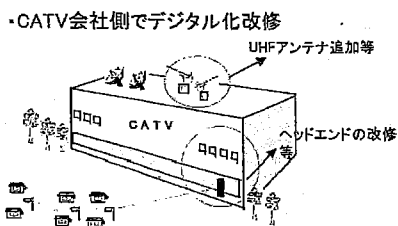
・関係者間の調整

ビル等の建築物に放送電波が遮られて受信障害が発生している地域において、当該建築物の所有者等により障害対策として設置された施設

(4) 直接受信(約2,000万世帯)



(5) ケーブルテレビ(約2,259万世帯)



※ 世帯数については、「ケーブルテレビ」により受信している「集合住宅」があるなど、重複がある。なお、直接受信世帯数は推計値である。

# 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援

■ 地上デジタル放送への円滑な移行のため、デジタル放送受信に関する相談体制の強化、受信機器の購入支援、電波が届かない過疎、離島地域などでの支援、共同アンテナ等に対する支援など、必要な環境整備・支援を実施。(総事業費は約900億円)

平成22年度要求額 307.5億円

**デジタル放送受信に関する相談体制の強化**

- ▶ 全都道府県のデジサポによる受信相談・現地調査等
- ▶ 高齢者・障害者等を中心にきめ細かな説明会・戸別訪問の実施

**受信機器の購入支援**

- ▶ 経済的弱者に対するチューナーの購入等の支援

**電波が届かない過疎、離島地域などでの支援**

- ▶ デジタル中継局の整備に対する支援
- ▶ 新たな難視対策
- ▶ 暫定的な衛星利用による難視聴対策

**電波が届かない場合の共同アンテナ等に対する支援**

- ▶ 辺地共聴施設のデジタル化の支援
- ▶ 受信障害対策共聴施設のデジタル化の支援
- ▶ 集合住宅共聴施設のデジタル化の支援
- ▶ デジアナ変換の導入による円滑な受信環境整備の推進等

なぜデジタル化するのか、どうすれば良いのか丁寧に説明

デジタル放送をご覧いただけるようにするための負担の軽減

共同でテレビをご覧になっている方の負担の軽減

デジタル放送を受信しやすいようにするための環境の整備 etc.

## 地上デジタル放送受信機器購入等支援の概要

**受信機器購入等支援の内容**

「NHK受信料全額免除世帯」(最大270万世帯)を対象

- ①生活保護などの公的扶助世帯
- ②住民税非課税の障害者世帯
- ③社会福祉事業施設入所者

「簡易なチューナー」の無償給付  
必要な場合にはアンテナの無償改修等(工事費含む)

・平成21年度所要額:約170億円(60万世帯分)

UHFアンテナ本体  
+設置工事費

チューナー設置  
+操作説明

**支援の実施体制**

- ◇ 実施主体：(株)NTT-ME(※公募により決定)に決定(平成21年7月15日公表)

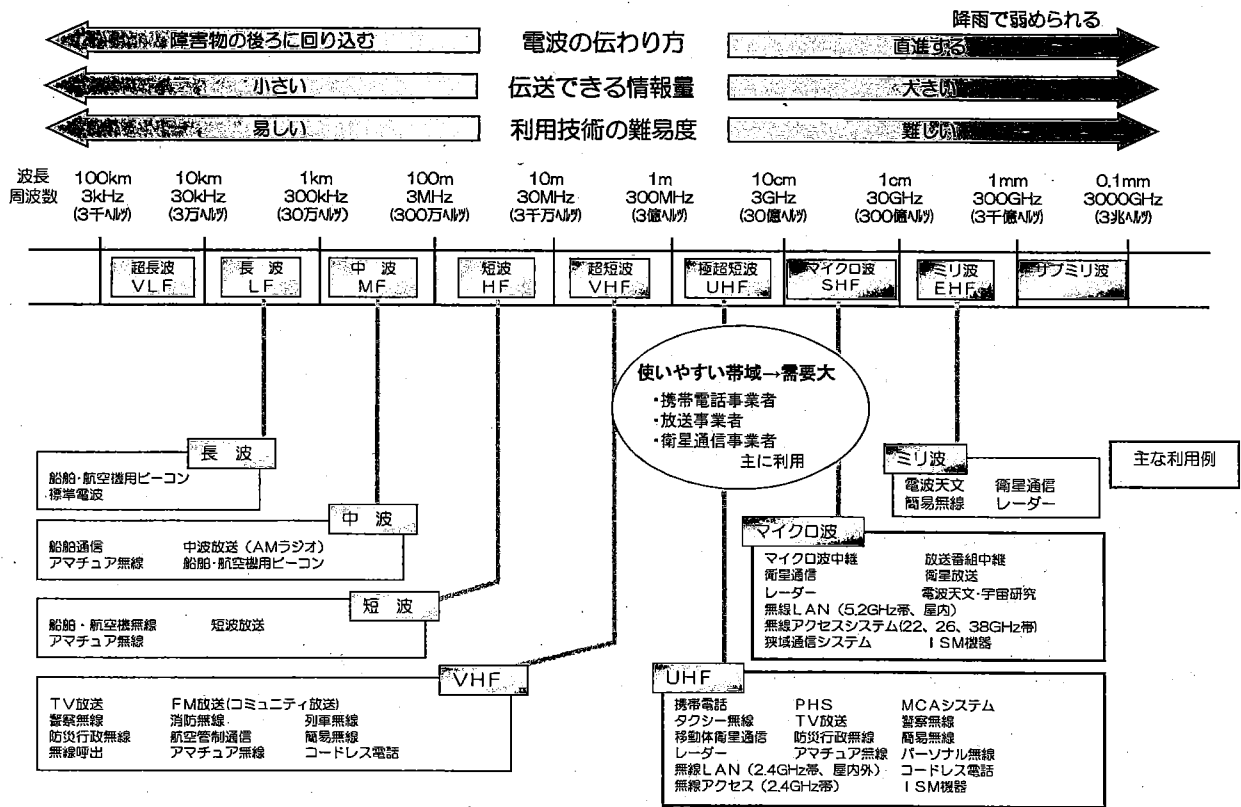
**簡易なチューナーの調達**

- ◇ 「簡易なチューナー」の仕様ガイドライン(平成19年12月25日(社)デジタル放送推進協会・総務省公表)に基づく仕様により、(株)NTT-MEを通じて一般競争入札を実施(平成21年7月23日～8月12日)し、(株)アイ・オー・データ機器と(株)パフファローの2社に決定(平成21年9月7日公表)。

**主なスケジュール**

- ◇ 相談窓口(コールセンター)の開設 : 9月15日
- ◇ 申込みの受付開始 : 10月1日

# 我が国の電波の利用形態

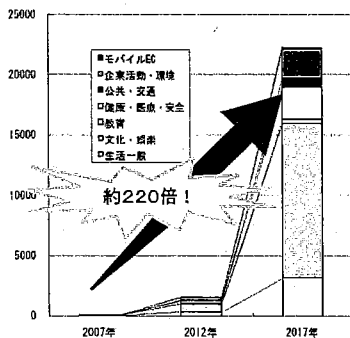


## 研究開発の目標

(「電波新産業創出戦略」(2009. 7)より)

**背景** モバイル分野のトラフィックの増大→2017年には現在の220倍へ

モバイル分野のトラフィックの推計結果(2007年100とした場合)



### 研究開発の主な目標

	2015年	2020年
移動通信システム の周波数	約3倍	約4倍
伝送速度(屋外)	1Gbps	10Gbps
(屋内)	6Gbps (ハイビジョン級)	20Gbps (スーパーハイビジョン級)

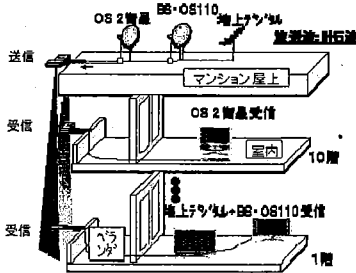
### 電波資源拡大のための研究開発の実施

- 1 周波数を効率的に利用する技術**  
 現在割り当てられている無線システムに必要な周波数帯域を圧縮することにより、電波の効率的な利用を図る技術
- 2 周波数の共同利用を促進する技術**  
 電波が稠密に使われている周波数帯において、既存無線システムに影響を及ぼすことなく、周波数の共用を可能とする技術
- 3 高い周波数への移行を促進する技術**  
 6GHz以下の周波数の逼迫状況を低減するために、比較的逼迫の程度が低い高マイクロ波帯や未利用周波数帯(ミリ波帯)へ移行するための技術

■これまでの主な成果

◆ミリ波帯における多チャンネル映像伝送技術の開発

ビルやマンション向けに、すべてのデジタルテレビ放送信号を多重化して一度に伝送することを可能とする多チャンネル映像伝送技術が実現。

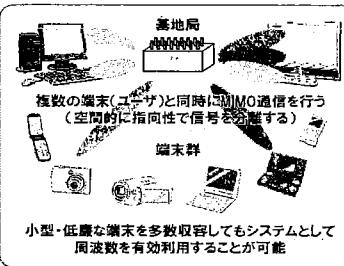


- ◆実施期間：H17～H20
- ◆予算実績：4.1億円
- ◆実施機関：シャープ

ビルやマンション向け多チャンネル映像伝送システムが実現

◆周波数利用効率向上のための新たな空間多重技術の開発

同一システムにおける同一周波数の共用により4倍以上周波数利用効率を向上させ、伝送容量の増大を図る



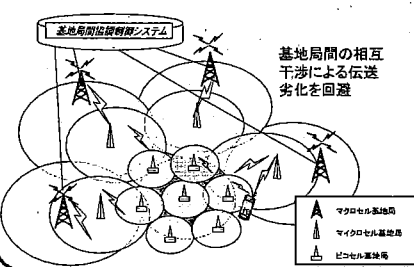
- ◆実施期間：H17～H19
- ◆予算実績：21.4億円
- ◆実施機関：ATR, NTT

複数アンテナを同時に活用する技術が第3世代携帯電話に導入され、高速化が実現

■平成22年度要求の主な施策

◆移動通信システムにおける周波数の高度利用に向けた要素技術の研究開発

光ファイバー並みの大容量かつ途切れない高信頼・高品質な通信を可能とする次世代移動通信システムに関する研究開発

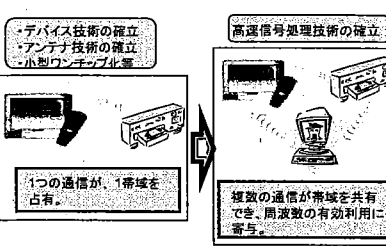


- ◆実施期間：H20～H24
- ◆要求総額：37.3億円
- ◆実施機関：ソフトバンク、KDDI研究所、NTTドコモ、NICT、NTTPCコミュニケーションズ、京北大、東工大

周波数利用効率を約20倍向上、伝送速度1Gbps以上を実現

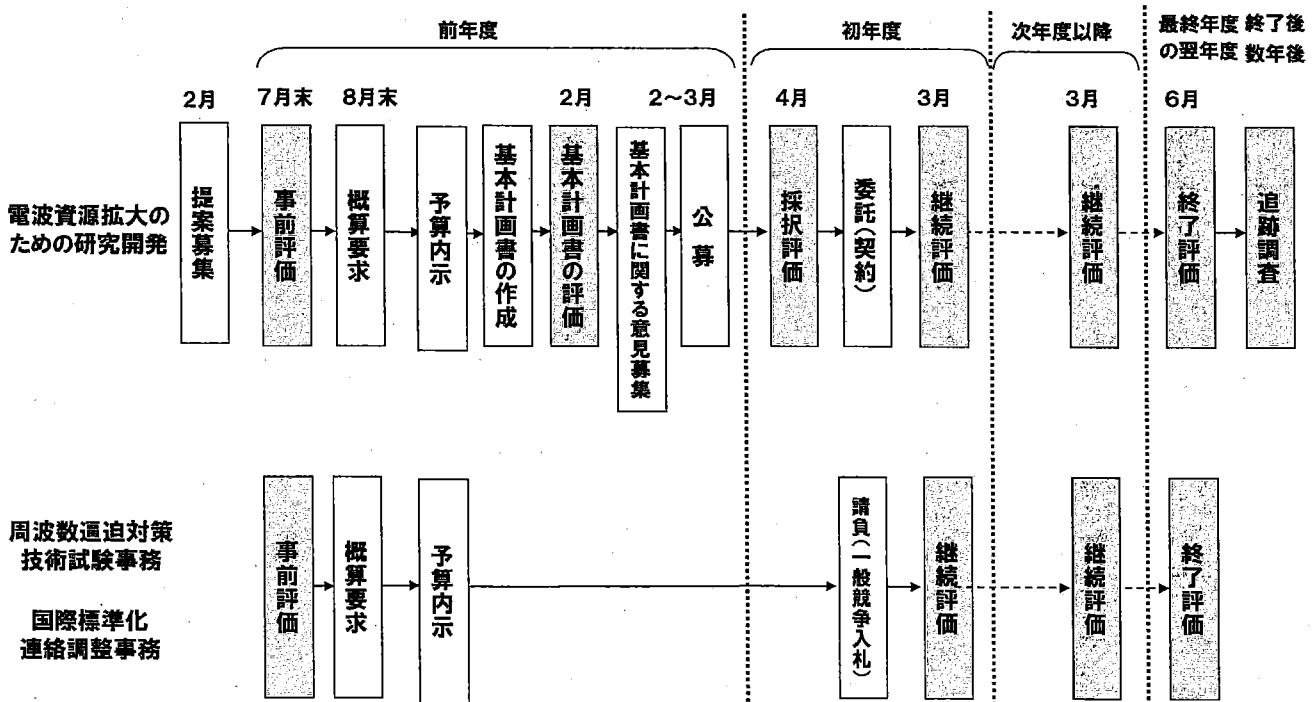
◆未利用周波数帯への無線システム移行に向けた基礎技術の研究開発

30GHz以上の未利用周波数帯で容易に電波利用システムを使用するための技術に関する研究開発



- ◆実施期間：H19～H25
- ◆要求総額：20.4億円
- ◆実施機関：東工大、日本無線、NEC、ソニー、パナソニック

ハイビジョン級の非圧縮屋内伝送を実現



□ は、専門家による外部評価

# ICT研究開発・実証実験・調査研究について

## ICTはあらゆる国民生活を支える社会インフラ

- 行政分野: 電子政府(ワンストップサービス)、電子自治体
- 医療分野: 遠隔医療、電子カルテ、レセプトオンライン化
- 教育分野: デジタル教材、電子黒板、遠隔教育
- 農業分野: 高度な栽培・生産管理、ネット販売、物流管理
- 交通分野: ぶつからない車(ITS)、最適経路案内、ETC
- エネルギー・環境分野: スマートグリッド、グリーンICT
- 安心・安全: 防災・災害情報システム、児童見守り

健康長寿社会

低炭素社会

安心・安全社会

## 【家庭へのICTの浸透】

- インターネットの利用率...91.1%  
・利用者の4割以上が、インターネット経由で商品・サービスの購入の経験あり
- 携帯電話・PHSの世帯保有率...95.6%  
・固定電話...90.9%、パソコン...85.9%
- ETC車載器の普及率...36.2%

出典: 平成20年度通信利用動向調査(総務省)

## ICTは経済成長実現の鍵

### □ 日本経済の成長戦略

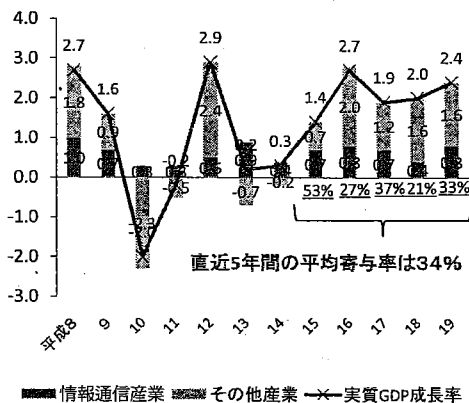
- IT、バイオ、ナノテクなど、先端技術の開発・普及を支援します。特に地球温暖化対策では、国の大胆な支援で、わが国の優れた技術力をさらに高め、環境関連産業を将来の成長産業に育てます。  
(民主党 マニフェスト2009)

### 四 人間のための経済へ

(経済・雇用危機の克服と安定した経済成長)

世界最高の低炭素型産業、「緑の産業」を成長の柱として育てあげ、国民生活のあらゆる場面における情報通信技術の利活用の促進や、先端分野における研究開発、人材育成の強化などにより、科学技術の力で世界をリードするとともに、  
(第173回臨時国会・鳩山総理大臣所信表明演説(H21: 10. 26))

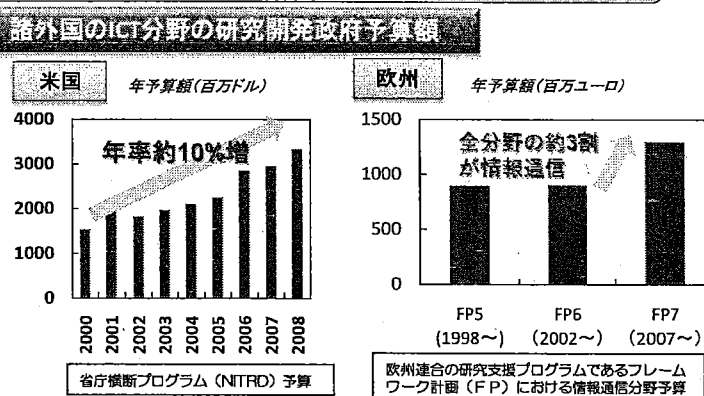
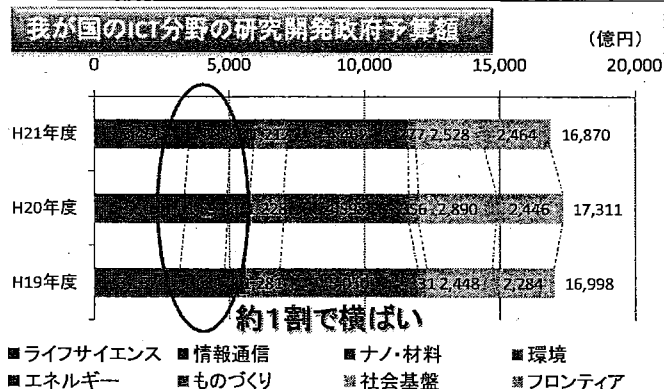
- ICT産業は、**経済成長に常にプラスの寄与**  
(直近5年間では平均34%の寄与)



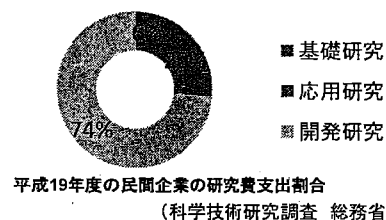
ICTは技術先導型分野であり、政策課題に応じた研究開発・実証実験・調査研究が必要

## ICT研究開発における国の役割

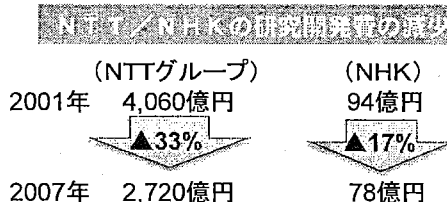
- ・ 欧米、韓国などにおいて、政府によるICT分野の研究開発支援を強化
- ・ 他方、我が国のICT分野の政府予算額は10%程度で横ばい状況
- ・ 我が国の民間企業が研究開発費を削減、基礎研究よりも開発研究を重視



## 民間は基礎研究より開発研究を重視



## 民間は研究開発投資を縮小傾向



企業	前年度比
パナソニック	▲7.3%
ソニー	▲3.5%
日立製作所	▲5.2%
東芝	▲15.4%
NEC	▲19.2%

基礎的・基盤的研究に継続的に取り組むため、国の果たす役割がより重要に

# 平成22年度 NICT運営費交付金について

## 基本的な考え方

- NICT中期計画(H18～H22の5か年)の円滑な遂行を確保しつつ、研究開発の重点化、一層の効率化により、経費の削減を図る。
- 環境対策(グリーンイノベーション)の推進、安心・安全社会の実現や、他国をリードする革新的技術の推進等により、我が国の国際競争力を強化する視点から、以下の重点5課題については、可能な限り、予算を重点配分する。
  - ・ フォトニックネットワーク技術(オール光通信)
  - ・ 次世代/新世代ネットワーク基盤技術
  - ・ 情報セキュリティ技術
  - ・ ユニバーサルコミュニケーション技術(3次元映像、自動音声翻訳)
  - ・ 先端系技術(脳情報インタフェース等)
- 以上により、**対前年度予算比 17.0億円(5.0%)を削減。**

## NICTにおける成果発信の状況(論文・知的財産・標準化)

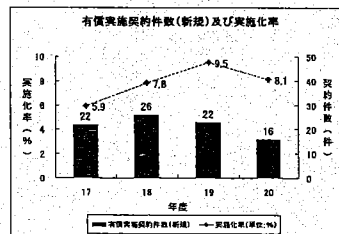
### 【論文報告】

- ▶平成20年度の論文報告数は、1212報(研究論文数:295、小論文:24、収録論文:885、外部機関誌論文:8)。各研究センターへ論文の積極的投稿の働きかけを行うなど機構全体の取組みを実施し、目標数1,000報を達成。
- ▶平成20年度にインパクトファクタ値5.0以上の学術雑誌への論文掲載数は18(雑誌の種類:12)(<http://www2.nict.go.jp/r/r311/ronbun/ronbun.html>参照)。
- ▶コンピュータ科学分野における論文引用度は国内研究所型独法の中でトップ(\*)。  
(\*)内閣府調査(H20.10.31)より。1998～2007年までの10年間に発表された論文が対象。



### 【知財・技術移転】

- ▶平成20年度 国内特許出願数150件、国際特許出願数60件(累計の特許保有数では、国内特許805件、国際特許341件)
- ▶知的財産権の実施化率は、目標値7%を上回る8.1%を達成。



<平成20年度の商品化例>

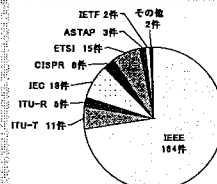


▶大学・研究機関の特許資産規模において国内第8位。((株)パテント・リザルト社報道発表(H21.6.22)より)

### 【標準化の推進】

- ▶国際電気通信連合(ITU)、国際電気標準化会議(IEC)、電気電子学会(IEEE)などの国際標準を策定する場に対して、平成20年度においては226件(目標数は50件)の提案を積極的に提出。  
※平成16～20年度の累計提出件数は689件。

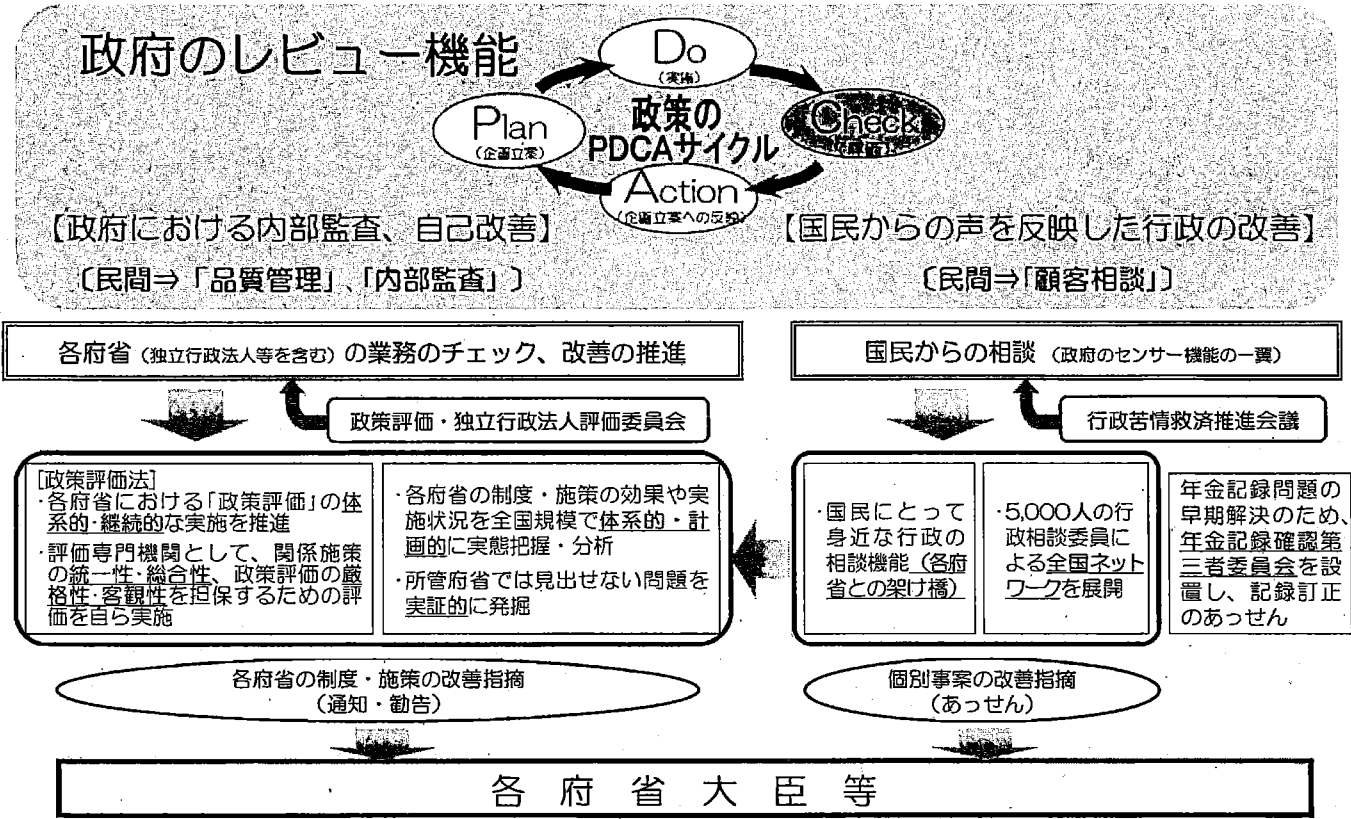
●国際標準化への寄与	
標準化会議への延べ参加人数	266人・回
案と文書提出件数(ITU、IEEE、IEC他)	226件
国際標準化会議の延べ役職者数	24人



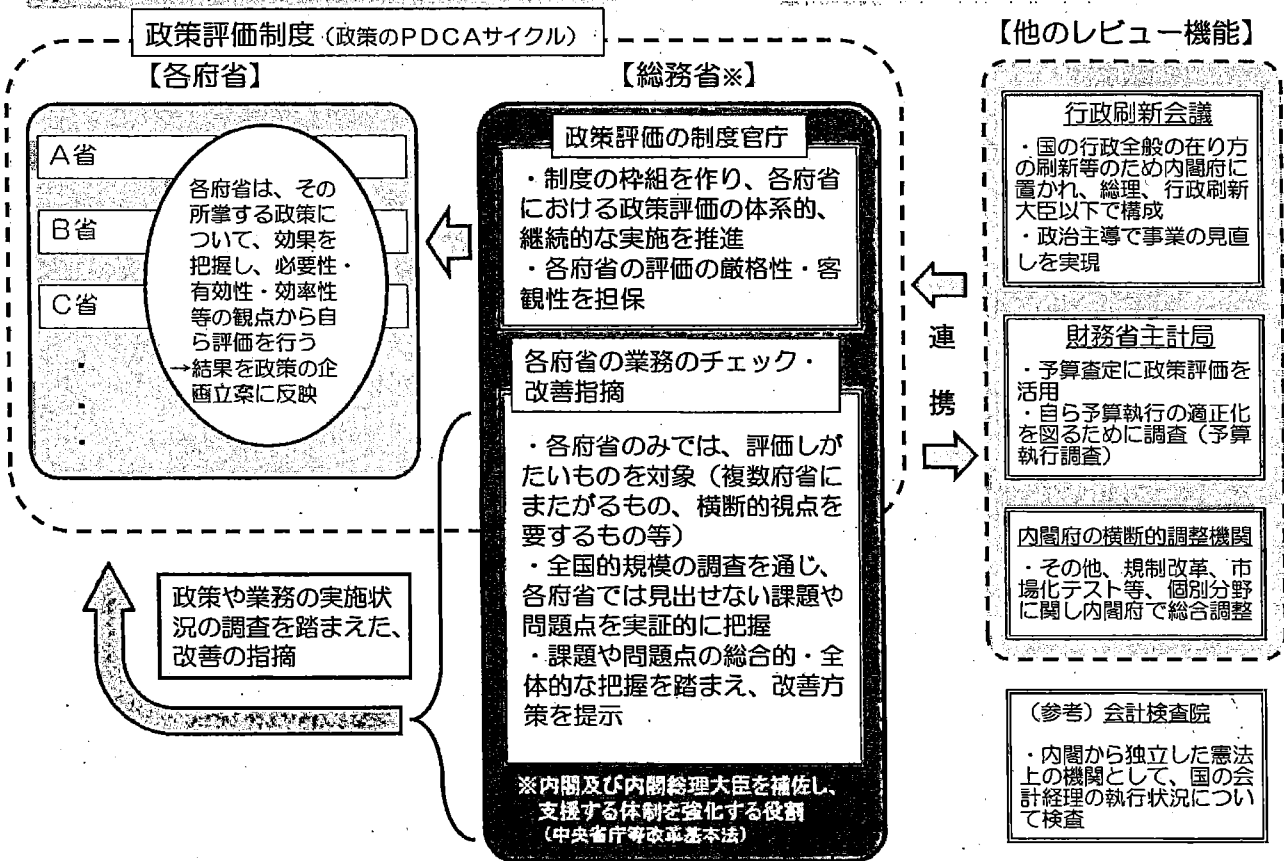


# 行政評価局の役割

【目的】 国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現



## 政府のレビュー機能における総務省の位置付け





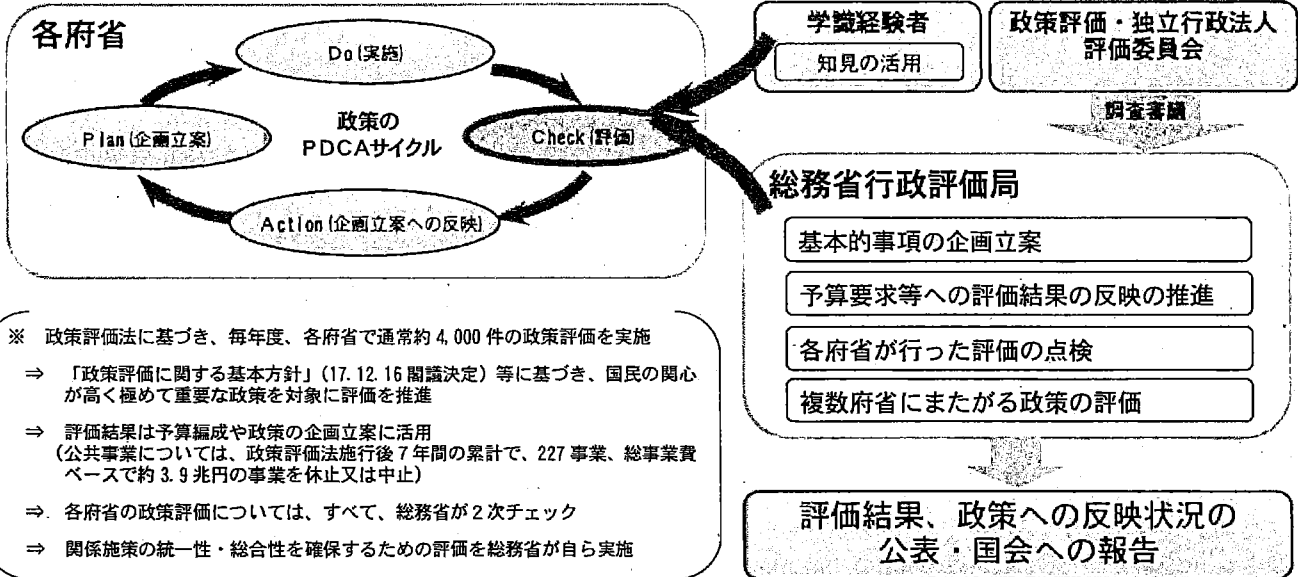
# 政策評価の推進

- 政策評価法の下、各府省が所掌する政策について自ら実施する評価の推進・向上を図るとともに、総務省自らも、複数の府省にまたがる広範なテーマについての評価を実施

**目的** 【「プラン偏重」の行政への反省から、2001年の中央省庁等改革に伴い導入】

- 国民本位の効率的で質の高い行政の実現
- 国民的視点に立った成果重視の行政への転換
- 国民に対する行政の説明責任の徹底

※「政策評価に関する決議」(15.7.18 参議院本会議)、「政策評価制度の見直しに関する決議」(15.6.22 参議院本会議)において、政策評価の一層の充実が求められている。

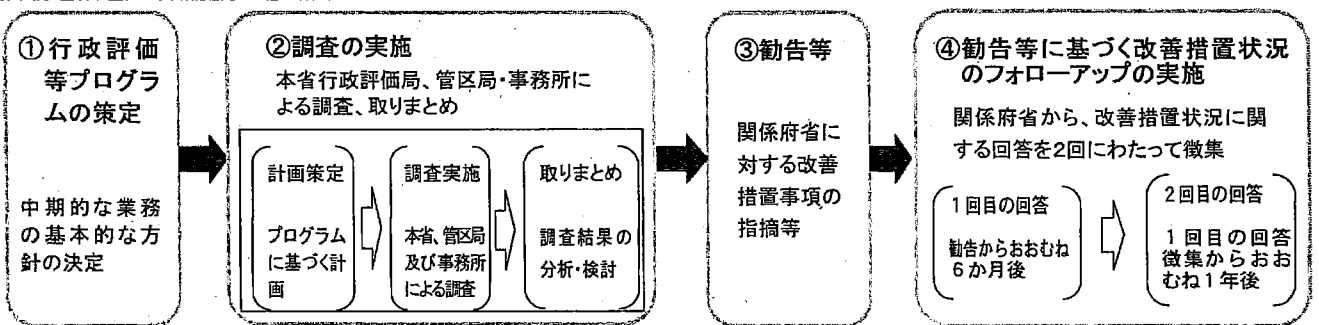


- ※ 政策評価法に基づき、毎年度、各府省で通常約 4,000 件の政策評価を実施
- ⇒ 「政策評価に関する基本方針」(17.12.16 閣議決定)等に基づき、国民の関心が高く極めて重要な政策を対象に評価を推進
- ⇒ 評価結果は予算編成や政策の企画立案に活用(公共事業については、政策評価法施行後7年間の累計で、227事業、総事業費ベースで約3.9兆円の事業を休止又は中止)
- ⇒ 各府省の政策評価については、すべて、総務省が2次チェック
- ⇒ 関係施策の統一性・総合性を確保するための評価を総務省が自ら実施

## 各府省の業務の調査・改善指摘

- 各府省のみでは評価しがたい政策や業務の実施状況(複数府省にまたがるもの、横断的視点を要するもの等)について、評価専門機関として、全国規模で体系的・継続的に実態把握・分析し、その見直し・改善を指摘。所管府省では見出せない問題を実証的に発掘
- 総務省発足後8年間の累計で、101件のテーマについて、制度・施策の改善を指摘

### 行政評価局による各府省の業務の調査



#### (1) 最近の勧告等

- ① 国民の安全・安心の確保 : 「遊戯施設の安全確保対策」(19.10 勧告)、「原子力の防災業務」(21.2 勧告) など
- ② 効果的・効率的な行政運営の確保 : 「公共事業の需要予測」(20.8 勧告)、「契約の適正化(随意契約等)」(20.12 勧告) など

#### (2) 現在調査実施中のテーマ

- ① 国民の安全・安心の確保 : 「食品表示の適正化」、「貸切バスの安全確保」、「社会資本の維持管理及び更新(道路橋の保全等)」、「製品の安全対策」、「薬物の乱用防止対策(需要根絶対策)」、「気象行政」、「ホームページのバリアフリー」
- ② 効果的・効率的な行政運営の確保 : 「雇用保険二事業」、「在外公館」、「バイオマス」、「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査(※)」

※大臣指示を受け、行政刷新会議の議論にも活用できるよう、11月下旬を目途に報告予定

# 地域イントラネット基盤施設整備事業

離島など条件不利地域における情報通信格差の是正を図るため、学校、図書館、公民館、市役所など公共施設を超高速で接続する地域公共ネットワークの整備等に取り組む地方公共団体等を支援。

⇒学校、図書館、公民館、市役所など公共施設を超高速で接続する地域公共ネットワークを整備することにより、民間による参入が見込めない離島等条件不利地域における情報通信基盤の高度化の実現を推進。

・これまでの取組

平成10年度第3次補正予算から地域イントラネット基盤施設整備事業を、平成12年度当初予算から広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業を実施してきたが、平成14年度から両事業を統合。平成20年度までに934事業を実施。

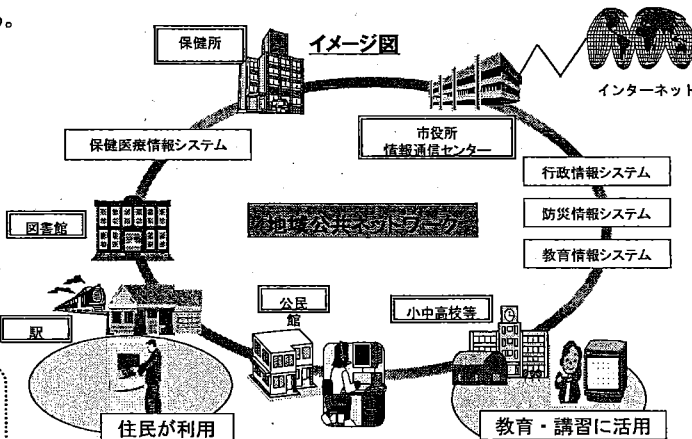
(1) 補助対象主体及び補助率

- ① 都道府県、市町村単独 及び 都道府県、政令市、中核市から成る連携主体： 補助率1/3
- ② ①以外の連携主体、合併市町村 及び 沖縄県、沖縄県内の市町村： 補助率1/2  
(注) 合併市町村については、合併年度及びこれに続く一年度に限る。
- ③ 離島： 補助率2/3
- ④ 第三セクター： 補助率1/4

(2) 補助対象経費

- ① 施設・設備費  
センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、  
双方向画像伝送装置、伝送施設等
- ② 用地取得費・道路費
- ③ 公共的システム・機器(拡充要望)

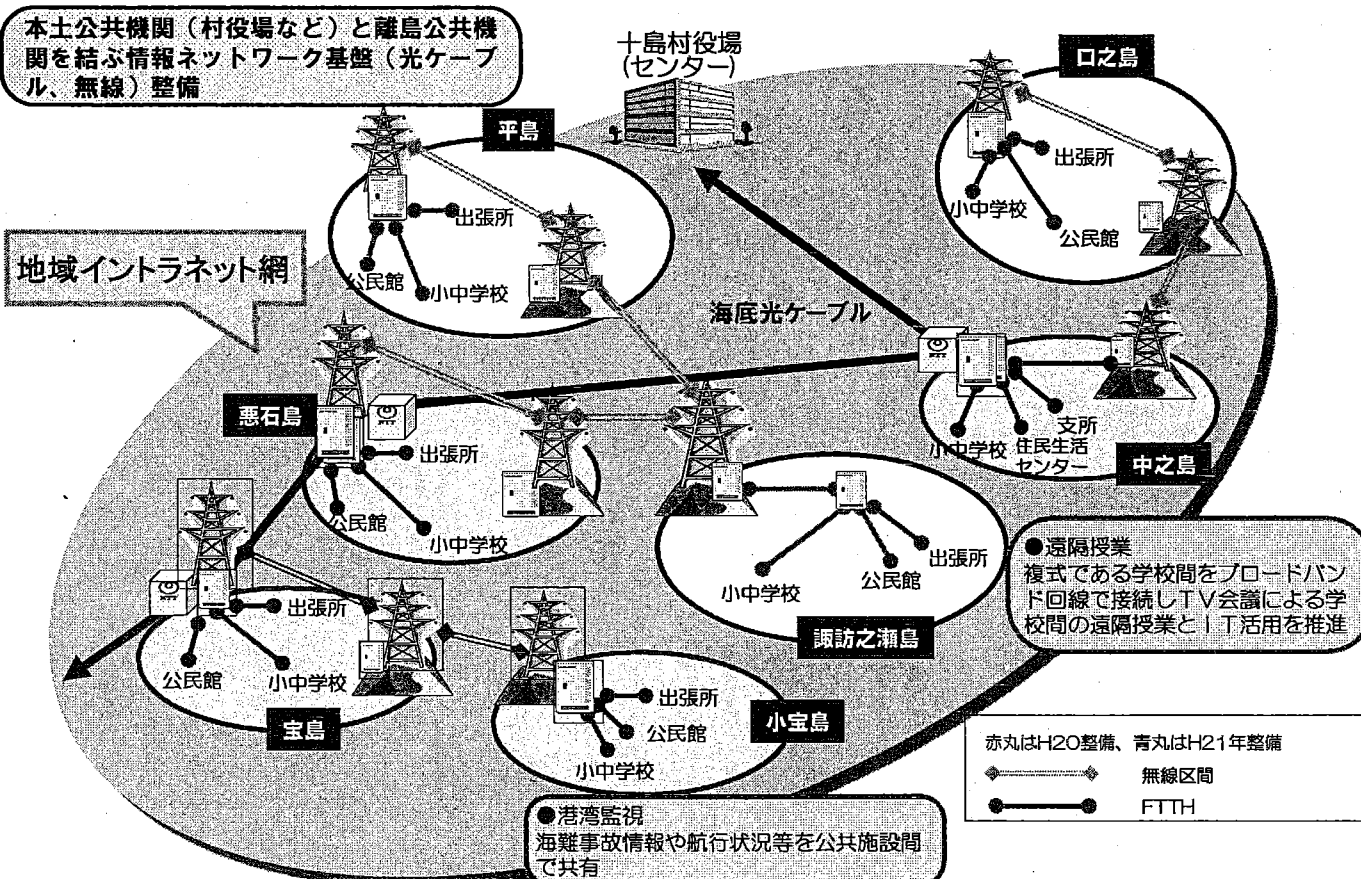
【その他】  
① あらかじめケーブルテレビ(地方公共団体又は第三セクターが運営するものに限る。)への開放を目的とする整備を可能とする。  
② あらかじめ超高速インターネットアクセス提供事業への開放を目的とする整備を可能とする。



所要経費(一般会計)

平成22年度要求額	1,006百万円	平成21年度補正予算	6,700百万円
		平成21年度予算額	2,240百万円
		平成20年度予算額	3,365百万円

## 地域イントラネット基盤施設整備事業(鹿児島県十島村) イメージ図



**消防防災施設の整備に要する経費（消防防災施設整備費補助金）**

**1 事業の概要**

地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保するため、市町村等における耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備に要する経費の一部を補助する。

**2 事業の必要性等**

能登半島地震（H19.3）、新潟中越沖地震（H19.7）、岩手・宮城内陸地震（H20.6）、岩手県沿岸北部を震源とする地震（H20.7）、駿河湾を震源とする地震（H21.8）など、最大震度6弱及び6強を記録する地震が近年相次いで発生しており、地震により大きな被害が発生しているところである。さらに、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模な地震の切迫性やNBCテロ災害発生等の危険性の高まりが指摘され、国民の防災意識は益々高揚している。

また、高齢化、核家族化社会の進展や住民意識の変化等に伴い、救急需要が増加している。

このような中、大規模災害や特殊災害による被害を最小限に抑え、国民の安心・安全を確保するため、①大規模地震の際に消防水利と飲料水や生活用水を確保するために必要な耐震性貯水槽、②119番等の災害通報に迅速・的確に対応するために必要な高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備を戦略的・重点的に推進する必要がある。

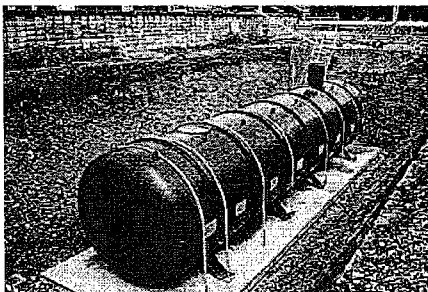
**3 補助対象**

- ①耐震性貯水槽、②備蓄倉庫、③防火水槽（林野分）、④林野火災用活動拠点広場、⑤活動火山対策避難施設、⑥画像伝送システム、⑦広域訓練拠点施設整備事業、⑧高機能消防指令センター総合整備事業、⑨救急安心センター等整備事業

**4 補助率 1/3、1/2（一部過疎地域や離島地域等の嵩上げ(5.5/10)）**

**5 所要額 平成22年度予算要求額 3,065,868千円  
（平成21年度当初予算額 3,161,205千円）**

**耐震性貯水槽**



（耐震性を有する防火水槽）  
大規模地震発生時に予想される  
○同時多発火災時の消防水利や自主防災組織等の初期消火用水  
○水道施設が破壊された時の飲料水や生活用水を確保する。（補助率:1/2）

**高機能消防指令センター**



119番等の災害通報に対し、  
○消防車や救急車の動態に基づく出動隊の自動選定  
○通報場所の検索  
などが可能で、的確な消防指令業務を行う。  
（補助率:1/3）

**緊急消防援助隊の充実強化に要する経費（緊急消防援助隊設備整備費補助金）**

1 事業の概要

- 東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために消防用車両等設備の充実強化を図る。
- 補助対象団体は緊急消防援助隊として登録する地方公共団体（消防本部等）
- 補助対象設備は
  - ・ 地震災害時の人命検索・救助活動に威力を発揮する高度探査装置等の高度救助資機材
  - ・ 災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、救助消防ヘリコプター、及び被災地における長期間の活動を安全かつ効果的に行うことを可能にするための支援車等の設備。
- 補助率は総務大臣が定める基準額の1/2

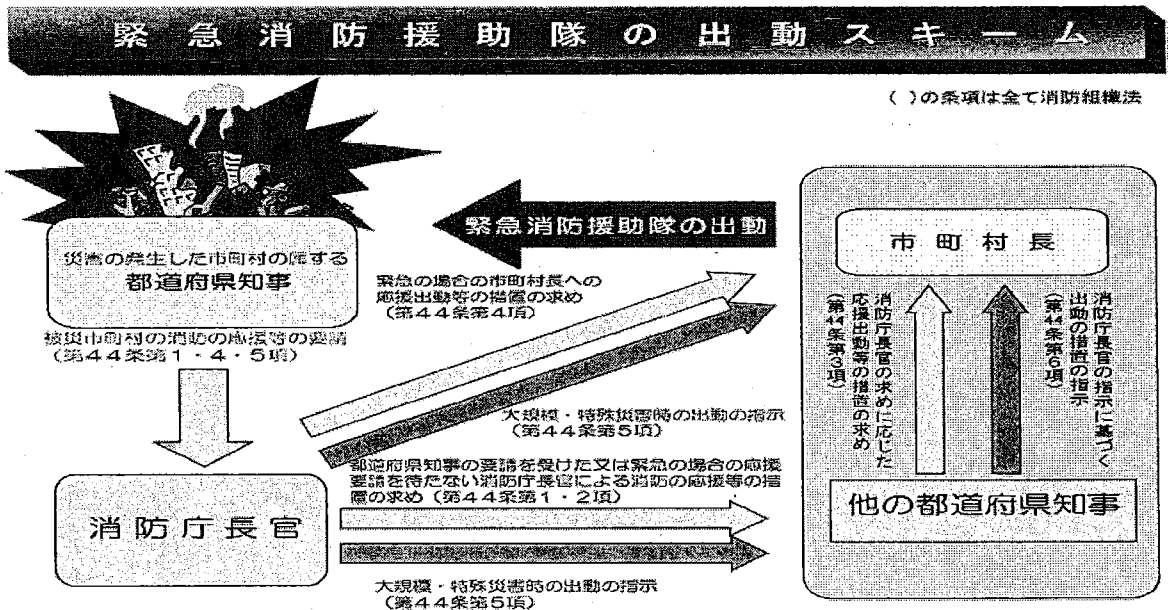
2 事業の必要性等

近年、東海地震をはじめとして、東南海・南海地震、首都直下地震等の発生が切迫していることやNBCテロ災害発生等の危険性が指摘されており、国家的見地から、緊急消防援助隊のさらなる充実強化が必要。

このため、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を平成21年3月に改正（登録目標部隊数を平成25年度末までに4,500隊規模）し、計画的に増強を図っているところ。

緊急消防援助隊設備整備費補助金は、大規模災害や特殊災害において消防庁長官の指示等（消防組織法第44条）に基づき出動する緊急消防援助隊の活動体制を確保するために必要な設備の整備を、国として計画的に整備するために不可欠な義務的補助金。（平成21年4月1日現在登録部隊数4,165隊）

3 イメージ図



4 所要額

平成22年度要求額	5,001,009千円
(平成21年度予算額	5,000,796千円)

# 緊急消防援助隊の概要

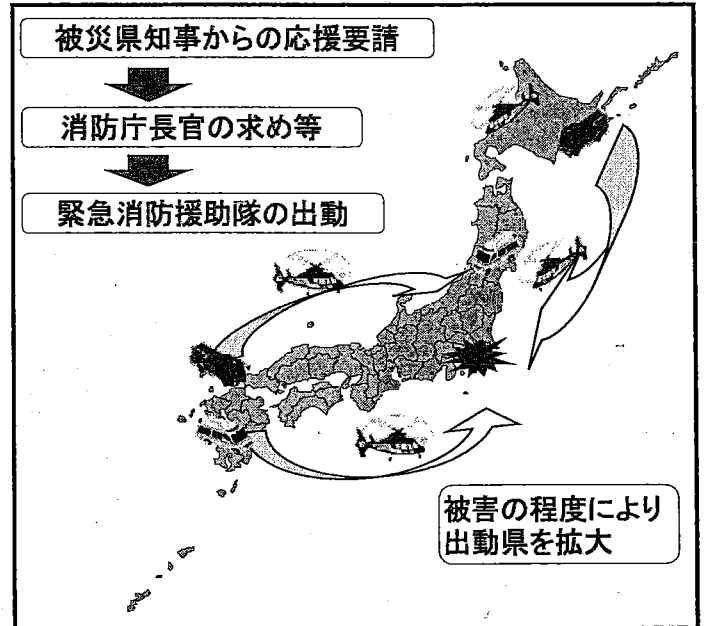
国内における大規模災害又は特殊災害(テロ等)の発生に際し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施するため、消防庁長官の求め又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行う部隊。指揮支援部隊(東京消防庁及び政令市の消防本部の登録部隊)と都道府県隊(各市町村消防本部等の登録部隊)で編成。

## 創設の経緯等

- 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設
- 平成15年6月消防組織法の改正により法制化
- 平成20年5月消防組織法の改正により機動力を強化

## 概要

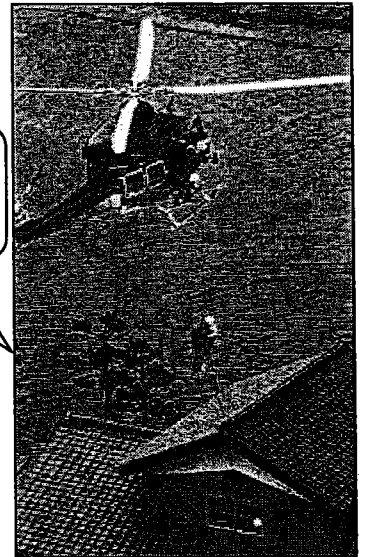
- 総務大臣が、編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定。計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録
- 大規模・特殊災害発生時には、消防庁長官の指示又は求めにより部隊が出動
- 平成21年4月現在、10部隊で編成され、4,165隊(50,000人規模)が登録
- 平成25年度末までに4,500隊規模に増強する目標



## 最近の主な出動実績

- 平成15年度
- ・ 出光興産北海道製油所原油貯蔵タンク火災 (10都府県 381隊)
- 平成16年度
- ・ 平成16年7月新潟・福島豪雨 (12都県 171隊)
  - ・ 平成16年7月福井豪雨 (12府県 159隊)
  - ・ 平成16年(2004年)新潟県中越地震 (15都県 480隊)
- 平成17年度
- ・ 平成17年JR西日本福知山線列車事故 (3府県 74隊)
- 平成18年度
- ・ 平成19年(2007年)能登半島地震 (7都府県 87隊)
- 平成20年度
- ・ 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震 (17都道県 211隊)
- 平成21年度
- ・ 駿河湾を震源とする地震 (3都県 6隊)

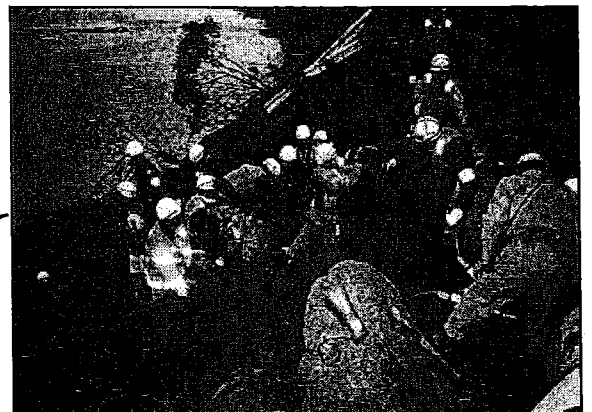
【平成16年7月福井豪雨】  
消防防災ヘリによる孤立  
住民の救助



## 最近の出動隊数等

年度	出動件数	出動都道府県数	出動隊数
18	2	11	94
19	2	11	18
20	2	25	310

【平成16年10月新潟県中越地震】  
新潟県長岡市の妙見堰での救助活動  
(土砂崩れに巻き込まれた車から、男児  
(当時2歳)を救出した。)



## 参議院議員通常選挙関係経費

### 1. 必要性

平成22年7月25日に任期満了を迎える参議院議員の選挙について、投票、開票及び選挙会等の事務並びに公営制度等選挙の管理執行に必要な経費である。

### 2. 事業内容及び要求額（括弧内は19年度予算額）

#### ① 参議院議員通常選挙に必要な経費

52,980百万円（56,413百万円）

##### (1) 中央選管及び総務省の事務費（庁費等）95百万円（97百万円）

立候補届の受理、公営物資・証明書の交付、当選人決定の報告など

##### (2) 公営制度経費（主な公営費目）3,849百万円（3,656百万円）

###### ・候補者用無料乗車券購入費（公選法第263条第12項）

公職の候補者等が選挙運動期間中に使用する交通機関の費用

###### ・候補者用無料葉書購入費（公選法第263条第6項）

公職の候補者が選挙運動のために使用する通常葉書の費用

###### ・新聞広告費（公選法第263条第8項）

公職の候補者等が選挙運動期間中に選挙広告を新聞掲載する費用

##### (3) 参議院議員通常選挙執行委託費49,036百万円（52,660百万円）

###### ・地方公共団体委託費

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づき算定

###### ・放送委託費

政見放送実施に伴い放送事業者に生じる経費を負担

#### ② 参議院議員通常選挙の啓発推進に必要な経費

918百万円（986百万円）

###### ・啓発広報費

ポスター等啓発資材の作成・配布、交通・新聞広告、インターネットの活用など

###### ・委託費（地方公共団体等）

#### ③ 参議院議員通常選挙の開票速報に必要な経費

565百万円（614百万円）

###### ・地方公共団体委託費 等

中央選管と各都道府県選管を直結するオンラインシステムの運用

### 合 計

54,464百万円（58,014百万円）

○ 地方財政法 (抄)

(昭和二十三年七月七日法律第九号)

(地方公共団体が負担する義務を負わない経費)

第十条の四 専ら国の利害に係る事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。

- 一 国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び国民投票に要する経費
- 二 八略

○ 公職選挙法 (抄)

(昭和二十五年四月十五日法律第九号)

(衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担)

第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。

- 一 投票の用紙及び封筒、第四十九条第一項の規定による投票に関する不在者投票証明書及びその封筒並びに投票箱の調製に要する費用
- 二 選挙事務のため都道府県及び市町村の選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分会長において要する費用
- 三 投票所、期日前投票所、開票所、選挙会場及び選挙分会場に要する費用
- 四 十二略

○ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 (抄)

(昭和二十五年五月十五日法律第七十九号)

(目的)

第一条 この法律は、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 略

(経費の基準の算定)

第三条 国会議員の選挙等の執行経費の基準は、次に掲げる経費の種類について定める。

- 一 投票所経費
  - 二 期日前投票所経費
  - 三 開票所経費
  - 四 選挙会経費及び選挙分会経費
  - 五 選挙公報発行費
  - 六 候補者氏名等掲示費
  - 七 ポスター掲示場費
  - 八 演説会施設公営費
  - 九 新聞広告公営費
  - 十 政見放送公営費及び経歴放送公営費
  - 十一 選挙運動用自動車使用公営費
  - 十二 通常葉書作成公営費
  - 十三 ビラ作成公営費
  - 十四 選挙事務所の立札及び看板の類作成公営費
  - 十五 選挙運動用自動車又は船舶の立札及び看板の類作成公営費
  - 十六 ポスター作成公営費
  - 十七 個人演説会場の立札及び看板の類作成公営費
  - 十八 事務費
  - 十九 不在者投票特別経費
  - 二十 在外選挙特別経費
- 第四条 略
- 第十七条 略
- (交付)
- 第十八条 総務大臣は、第四条から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理者において要する経費で予算をもつて定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内に在る市町村及び不在者投票管理者において要する経費として交付を受けた額を市町村及び不在者投票管理者に交付するものとする。
- 第十九条 略

平成22年度予算概算要求 参議院議員通常選挙  
啓発推進に必要な経費（918百万円）の内訳

- 1 啓発広報費（総務省執行分） 236百万円（341百万円）  
ポスター、点字パンフレット、新聞広告、交通広告、インターネットを活用した選挙期日及び投票方法の周知、投票参加の呼びかけ
  
- 2 啓発推進委託費 682百万円（645百万円）
  - (1) 地方公共団体 297百万円（244百万円）  
懸垂幕、地方のテレビ・ラジオスポット、広報車、チラシ、地方新聞の広告等を活用した選挙期日及び投票方法の周知、投票参加の呼びかけ
  - (2) 明推協 21百万円（33百万円）  
私たちの広場特集号等を活用した選挙期日及び投票方法の周知、投票参加の呼びかけ
  - (3) 民間事業者 364百万円（368百万円）  
テレビ・ラジオスポットによる選挙期日及び投票方法の周知、投票参加の呼びかけ
  
- 計 918百万円（986百万円）

（ ）は平成19年度予算額



○公職選挙法（抄）

（昭和二十五年四月十五日法律第百号）

（選挙に関する啓発、周知等）

第六条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

2／3（略）

(財) 明るい選挙推進協会の概要

1 沿革

(財) 明るい選挙推進協会は、昭和27年の国民運動に端を發し、同年6月に民間有志により結成された「公明選挙連盟」と、昭和40年9月に都道府県の協議会が集まって結成された「明るく正しい選挙推進協議会」が昭和51年7月に発展的に解散し、新たに設立された法人。

この間、50年以上にわたり中立不偏の立場を厳守しながら、民間団体と連携のもと、国民の政治意識の向上を図るとともに、明るい選挙推進を展開している唯一の団体。

2 代表者

会長 佐々木 毅 (平成19年2月～)  
 [学習院大学教授(元東京大学総長)、21世紀臨調共同代表]

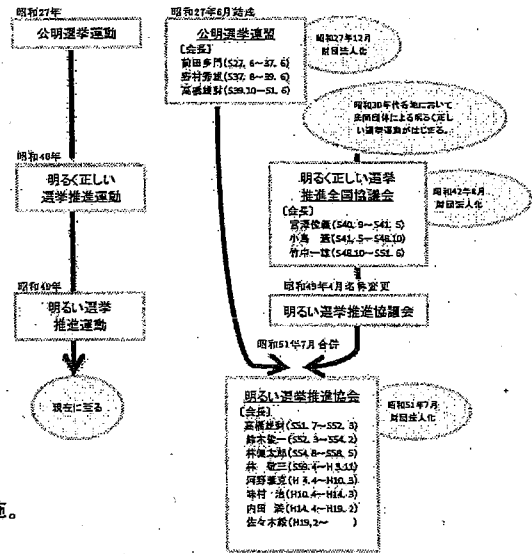
3 会 員

都道府県・市区町村明るい選挙推進協議会  
 [全国約8万6千人のボランティア(平成20年4月1日現在)]

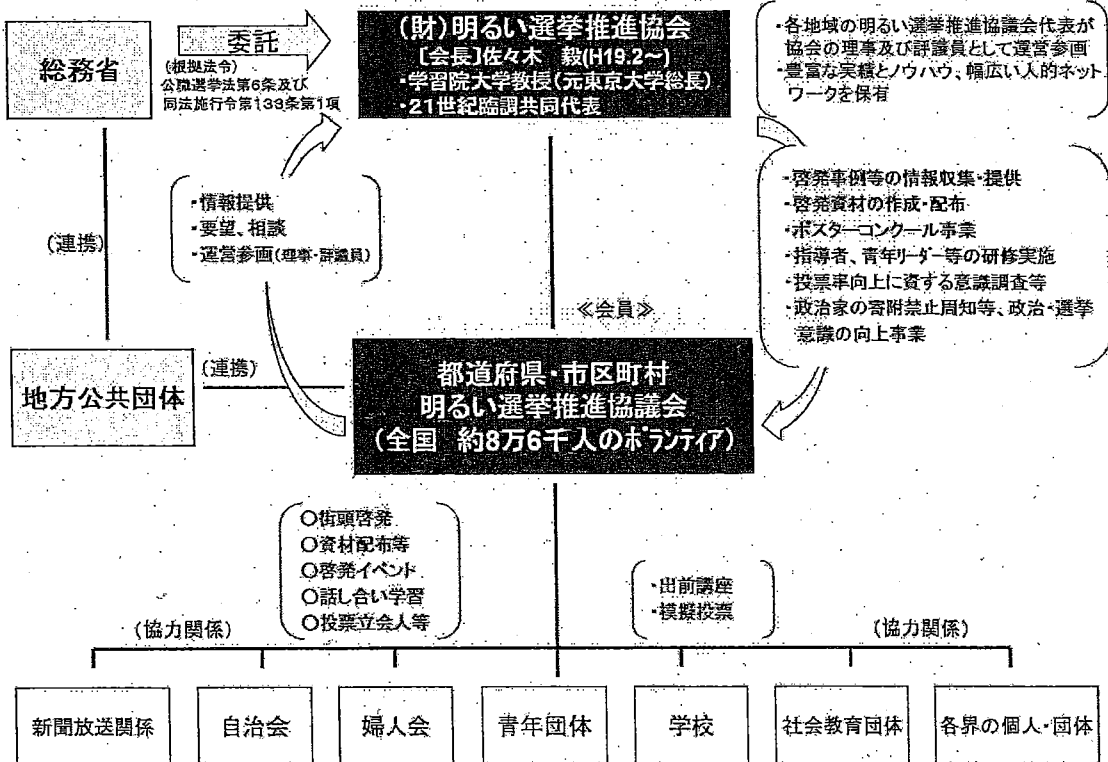
4 事業内容

選挙に関する啓発事業について、国から委託を受け、以下の事業を実施。

- (1) 明るい選挙の推進  
 啓発事例等の情報収集・提供、啓発資材の作成・配布、ポスターコンクール事業
- (2) 明るい選挙の運営指導  
 明るい選挙推進協議会組織活性化のための指導者、青年リーダー、コミュニティーリーダー等養成研修、投票率向上に資する意識調査等
- (3) 政治改革に関する周知  
 政治家の寄附禁止規定、選挙制度改革等の周知及び政治・選挙に対する意識向上のための啓発



(財) 明るい選挙推進協会と各協議会(会員)の関係



○公職選挙法（抄）

（昭和二十五年四月十五日法律第百号）

（選挙に関する啓発、周知等）  
第六条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

2  
3  
（略）

○公職選挙法施行令（抄）

（昭和二十五年四月二十日政令第八十九号）

（選挙に関する常時啓発事業の委託）  
第一百三十三条 総務大臣又は中央選挙管理会は、法第六条第一項の規定に基づいて行うべき選挙に関する啓発、周知等の事業（以下「選挙に関する常時啓発事業」という。）を都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会又は総務大臣が適当と認める団体に委託して行わせることができる。

2  
（略）

○自治省告示第百五十三号（昭和五十一年八月二十七日）

財団法人明るい選挙推進協会に対する選挙に関する常時啓発事業の委託要綱

（目的）

第一条 選挙が選挙人の自由に表明する意思によって公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上をはかるため、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百三十三条第一項の規定に基づき、自治大臣は、財団法人明るい選挙推進協会（以下「協会」という。）に選挙に関する常時啓発事業を委託するものとする。

## 平成22年国勢調査の概要

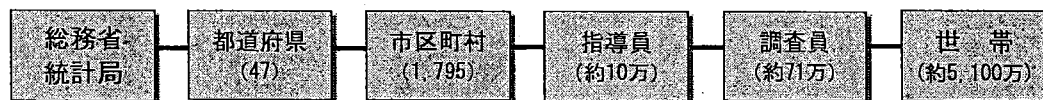
### 目的

- 統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、国内に居住するすべての人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として実施
- 国の最も基本的な統計調査として大正9年以来5年ごとに行われており、平成22年調査（大規模調査）はその19回目に当たる。

### 概要

- 調査時期：平成22年10月1日
- 調査対象：平成22年10月1日現在、我が国に居住するすべての人（外国人を含む）  
ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く
- 調査事項：【世帯員に関する事項】  
男女の別、出生の年月、就業状態など15事項  
【世帯に関する事項】  
世帯の種類、住居の種類、住宅の建て方など5事項
- 調査方法：<調査票の配布>  
調査員が世帯と面接し、記入依頼を行った上で調査票を配布  
  
<調査票の回収>  
調査員（全封入）、郵送又はオンライン（一部地域）による回収  
  
<フォローアップ回収>  
所定の期間内に調査票が提出されていない世帯については、調査員が当該世帯を訪問して調査票を直接回収

### ○調査の流れ：



### ○所要経費

	平成22年度要求額	平成21年度予算額
一般会計	68,243百万円	2,234百万円

参考	平成12年調査 (大規模調査)	平成17年調査 (簡易調査)
(執行額)	69,534百万円	66,099百万円

### ○予算計上開始年度 大正9年度

# 平成22年国勢調査について

## 1 国勢調査の位置付け

- 統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づく統計調査
- 国内に居住するすべての人及び世帯の実態に関する国の最も基本的な統計調査
- 国連勧告に基づく「2010年世界人口センサス計画」の一環として実施

## 2 国勢調査の基本的な役割

平成22年国勢調査は、人口減少下における初の国勢調査として実施

- 公正な行政運営の基礎を成す情報基盤
  - 〔衆議院小選挙区の画定、都道府県・市区町村議会の議員定数の決定、地方交付税の交付額の算定など、多くの法令で利用が規定  
雇用対策、社会福祉対策、防災対策などの各種行政施策の基礎資料となるもの〕
- 国民や企業の活動を支える情報基盤
  - 〔民間企業や各種団体の需要予測、店舗の立地計画などの経営管理、大学や研究所等の学術・研究機関による社会経済の実態や動向に関する研究に活用〕
- 公的統計の作成・推計の基礎
  - 〔最新の人口や将来人口の推計の基礎データ、人・世帯に関する標本調査の標本設計、加工統計の推計において基準人口として利用〕

## 3 平成22年国勢調査における新たな取組

### 《調査方法》

- 封入提出方式の全面導入
  - 〔調査票の記入内容を調査員に見られたくないとする世帯が増加したことを踏まえ、すべての世帯において、調査票を封筒に封入して提出する方式を全面導入〕
- 郵送提出方式を新たに導入
  - 〔日中不在がちな世帯でも調査票を円滑に提出できるよう、郵送による提出方式を導入  
調査票の提出方法（調査員提出又は郵送提出）は世帯が選択〕
- オンライン回答方式の導入
  - 〔将来の全国展開を見据え、体制整備が可能な地方公共団体において、オンライン回答方式を先行的に導入。オンライン回答方式は世帯の希望により選択〕

### 《調査環境整備》

- 国民への周知の徹底
  - 〔国と地方公共団体の役割分担と連携の下、国勢調査の目的・重要性及び新たな調査方法について、国民への周知を徹底〕
- 関係団体に対する調査実施支援の要請
  - 〔マンション関係、外国人関係、経済・企業・労働関係、報道関係などの幅広い分野の関係団体に対する調査実施上の連携・協力の要請〕

### 《調査事務》

- 世帯からの照会に対応するコールセンターの設置
  - 〔世帯からの調査に関する電話照会先を一元化し、問合せを迅速・円滑に処理〕

### 《調査事項》

- 調査事項の改廃
  - 〔雇用形態の実態を一層的確に把握するため、正規・非正規雇用の状況を新たに把握  
利用ニーズや国民負担に配慮し、「就業時間」及び「家計の収入の種類」を廃止〕

### 《集計・提供》

- 新たな社会経済情勢を反映した統計の充実、ニーズを踏まえた追加集計の取組
  - 〔我が国の社会経済の実態を一層的確に把握し、我が国の重要課題として直面する各種の基盤情報として提供。また、ICTを活用した公表・提供の推進〕